

第二十八回国会 衆議院 農林水産委員會議録第二十二号

昭和三十三年四月三日(木曜日)
午前十時三十分開議

専門員 岩隈 博君

出席委員

委員長 中村 寅太郎君

理事 川村善八郎君 理事 征山茂太郎君

理事 助川 良平君 理事 芳賀 貢君

五十嵐吉藏君 大野 市郎君

木村 文男君 清瀬 一郎君

草野 一郎平君 小枝 一雄君

椎名 隆君 鈴木 尊幸君

中馬 辰猪君 綱島 正興君

永山 忠則君 丹羽 兵助君

松浦 東介君 松田 鐵藏君

松野 頼三君 村松 久義君

阿部 五郎君 赤路 友藏君

石山 權作君 稻富 稜人君

久保田 豊君 細田 綱吉君

山田 長司君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

総理府事務官 (公正取引委員) 坂根 哲夫君

農林政務次官 本名 武君

農林事務官 渡辺 伍良君

農林事務官 (畜産局長) 谷垣 專一君

委員外の出席者

議員 足鹿 覺君

公正取引委員 芦野 弘君

大藏事務官 (主計官) 高木 文雄君

農林事務官 (大臣官房総務課長) 岡崎 三郎君

農林事務官 (畜産局長) 松田 寿郎君

四月二日

委員永井勝次郎君及び山崎始男君辭任につき、その補欠として日野吉夫君及び阿部五郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十八日

森林開闢公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三九号)(参議院送付)
の審査を本委員会に付託された。

四月一日

狩猟法の一部改正に関する陳情書(東京都千代田区丸の内一の六全国銃砲火薬商工連合会長原安三郎外一名)(第七七七号)
たばこ耕作組合に共済組合法適用に関する陳情書(佐賀県議會議長山下徳夫)(第八一四号)
サケ、マス延縄漁業禁止反対に関する陳情書外一件(盛岡市内九七二の一岩手県沿岸漁業者大会議長小林良蔵外一名)(第八三九号)
農林漁業団体職員共済組合法制定に関する陳情書(鹿児島市洲崎町二二鹿兒島県漁協経営対策協議会委員長中村喜徳)(第八四〇号)
総合的農林漁村振興対策に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会長山本力蔵)(第八四二号)
等外委員入に関する陳情書(高松市前田東町前田慶)(第八四四号)

農協役員年金制度実現に関する陳情書(石川県鹿島郡鹿西町能登部下三浦利作外七千八百八十六名)(第八五〇号)
狼煙港の第四種漁港指定等に関する陳情書(珠洲市狼煙町前田福蔵外十五名)(第八七七号)
を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について参考人出頭要求に関する件
酪農振興基金法案(内閣提出第二一六号)
三月下旬の異常低温及び降雪による農作物の被害対策に関する件

○中村委員長 これより會議を開きます。
酪農振興基金法案を議題といたし審査を進めます。質疑を続行いたします。久保田豊君。

○久保田豊委員 法制局長官にお尋ねします。この酪農振興基金法の第七條の解釈についてであります。一般に条文通りをそのままに読むならば、これは一応の義務規定であつて、当然六億の現金出資がなければこの基金は成立しない、従つて業務開始はできないという解釈が通常であらうと思ふのであります。それに対して、表現はこの通りでけつこうであるが、この六億というのは政府の出資が五億、あと

一億は民間出資ということになるので、その民間出資というものは必ずしも一億現金を出資しなくても、いわゆる出資引き受けという理解でいいのだという解釈もあるわけでありまして、もつと具体的に言いますと、当初農林省側は、この六億の金額のうち政府出資以外の一億については民間の現金の出資である、こういう理解であつたわけでありまして、ところがその後において多少變つて参りまして、各関係方面との打ち合せの結果、これは引き受け出資でよろしい、そのうちの何割かをとりあえずいわゆる現金出資をすればそれによつて第七條にはひつかからない、従つて業務開始はできる、こういう統一解釈になつた、こういうのであります。しかしながらこれには相當の疑問が持たれるわけでありまして、法制局長官はこの点についてどう考へておるか、この点を一点お伺いいたします。

○林(修)政府委員 お答えいたします。ただいまの点でございしますが、この附則第七條に、「基金の成立の当初における資本金は、六億円を下るものであつてはならない」とこの六億円の意味がいわゆる払い込み済みの資本金であるという御質問だと思ひますが、これは私も同様に思ひます。一般的に資本金という場合には、もちろん両方の意味があるわけでありまして、それが果してどちらを意味するかというところは、この規定全体の趣旨を

見て解釈しなければならぬと思ひます。ところでこの附則の第四條の第六項をこらんだきますと、ここには「設立委員は、出資金の払込(出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込)というようないことが書いてあります。これを見れば当然に出資金が分割して払い込まれることを予定しておるのであります。従ひまして引き受けの資本金と払い込み済みの出資金と二つあり得るということとを予定しておるわけでありまして、こういうことかから考へますと、当然に、他にはつきりしたそれを規定する規定がない限り、この第七條でいいます資本金は引き受けの資本金である、そう解釈すべきだと思ふわけでありまして、これは私も立案します際にも、そういう点を考慮いたしましてそういうつもりで書いたわけでありまして、第七條が払い込み済みの資本金を意味するものとすれば、当然ここには払い込み済み資本金と書くべきだと思ふのであります。それが無い限りはこれは引き受け資本金をもつて足りる、かように解釈しておるわけでありまして。

○久保田(豊)委員 そうすると第七條の六億というものは、政府出資は予算でまづけておりますから、五億ははつきりいたしておりますが、あとの一億の民間出資については、これは引き受け出資の限度を一応示したものである、こういうのはつきりした理解で間違ひありませんね、念を押しておきます。

○林(修)政府委員 それではけつこうだ

と申すわけであり。政府出資の五億円は、これは予算もございすし、附則第四条五項で全額出資金を払い込まなければならぬと書いてありますから、当然に払い込むわけであり。第七條の民間の方の一億は、少くとも引き受けてよろしい、幾ら払い込むかは定款で定める、こういうことだと思ふわけであり。

○久保田(豊)委員 それに連関して、民間出資の一億というのは、いわゆる引き受け出資の出資額をきめたものである、従つてこの一億の限度において、いわゆる出資の引き受けをしたところに對しましては、基金の側としては、成立したその後においてどういう強制ができるかという点です。

○林(修)政府委員 それを何回に分割して払い込むか、あるいは第一回に幾ら払い込むかということは、結局基金がきめるわけでございます。その基金がきめた履行期限に従つて引き受けた人は払い込む、こういうことになつております。

○久保田(豊)委員 もう一点それに連関してお伺いいたしますが、第八條であります。これは私どもの普通の理解では、一応義務規定ではない、つまり要請規定といひますか、そういうことであるからやつてもやらなくてもいいのだ、こういう解釈になるかどうか。あるいはこれが何らかの——ここに規定しておりますように、「第八條に規定する者の出資する部分の額が五億円に満たないときは」ということがあります。従つてこれら何らかの強制力を持つてくるのか持つてこないのか、この要件が四年間に満たされない場合、結果はどうなるか、この第八條の

解釈を明確にさせていただきたいと思ふのです。

○林(修)政府委員 この附則第八條は、ここに書いてある趣旨から申しまして、当然四年間に民間側の出資金が五億になることを期待しております。従つてそれがなくてもいいのだということにはすぐにはならないと思ふけれども、しかしながら万一それが達成されない場合に、この基金自体についてどういう法律効果を生ずるか、そういうことは実はないわけでございます。別に基金がそのために解散をしなればならないとか、あるいはどうしなればならない、こういうあれは何もないわけであり。要するに努力的な目標を掲げたたのですが、これがどうでもよいというわけではありませんが、法律に書いてある以上は当然に五億にすることを期待しております。この意味を法律の規定は持つわけであり、ないからといって直ちに別の効果が発生するということはございせん。

○久保田(豊)委員 そうすると今の御答弁は、くどいようですが確かめておきますが、第八條に規定する民間出資には、ある意味では第八條は拘束力を持たない、つまり出資の強制をする法律的根拠にはならない、こういうことですね。

○林(修)政府委員 それはこの規定によつて直ちに引き受けの義務を生ずるわけではございません。結局基金の方で幾ら投資するということを含めて参りましてそれを募集する、あるいは過去に引き受けた者に対して割り当て、そういうことでござつてくるわけでございます。

○久保田(豊)委員 そうするとつまり民間出資者に対してはそういう拘束力はないにしても、この基金の理事者に対してはどういう拘束力を持つておりますか。もつとはつきり言つと、民間の方では引き受けない、投資を認めない、理事者の方では第八條の規定に縛られてどうしても投資をしなればならない、そうすると少くとも理事者の行政上の責任を追及する根拠にならうと思ふのであります。それでなければこの第八條という規定を置いたことは全然無意味である。どこかに何らかの期待をするという文章がないというだけでは、特に第八條にこういうことをうたふ必要はない。ですから民間の出資者に対しては、いわゆる拘束力なり規制力はないにいたして、少くとも公庫の理事者に対しては、法律上の拘束力があるかいは第二段といたしまして、行政上の拘束力は当然持つ、そういう意味でもって理解しなければこの八條を設けた意味が全然なくなるわけであり。この点についての解釈はどういうふうになりますか。

○林(修)政府委員 おっしゃる通りでございます。これが民間の引受者に対して直接の効果はございせんが、理事者は当然この規定によりまして資本金の増加をするような措置をとる職務上の義務が実はあるわけでございます。従つてそれをしない場合に、罰則の規定はございせんけれども、行政上の監督権の行使として、そういうことをしない者に対してそれは職務怠慢ではないかというようにことを理由として、いろいろ監督上の監督権を

発動するということはあると思ひます。

○久保田(豊)委員 そうすると、これは単に要請規定だということなら、置いても置かなくても、民間出資者に対しては意味がない、しかしながら理事者に対しては、当然にこの業務上の拘束力なり、それを裏づける行政上の拘束力がある程度持つてくる、こういうことになると思ふのです。そういう解釈でよろしいですね。

○林(修)政府委員 先ほど申し上げた通りでございます。ただいま久保田委員のおっしゃることも大体それと同じことだと思ふわけでございます。それから、結局職務上のなすべきことをなさないという責任は理事者に出てくることになると思ひます。

○久保田(豊)委員 長官にお伺いしますが、この中にある四年という期間、これに對しても同じような解釈ですか。特に四年という文字があります。これは時限的な拘束力を持ちますかどうか。

○林(修)政府委員 法文に「四年を経過した日を含む事業年度の末日まで」と書いてございすから、やはりそれまでにすること、この規定は要請しておるわけですね。

○久保田(豊)委員 大体私どもの疑問としておりました点はわかりました。これは法制局長官の御解釈であつて、大蔵省にもこの点を明確にしておきたいと思ふのですが、そういう点については法制局並びに大蔵省、農林省との間に見解の統一をされておるか、されてないのか。もつと具体的に言つと、今お急ぎのようですか。あとで大蔵省当局が来てお伺いするわけ

ですが、食い違ひがあれば、これはまたやり直しになります。この点はどうか。もつと具体的に言へば、食い違ひが出た場合においてはどつちの解釈をとつたらいいか、はつきりしておいていただきたい。

○林(修)政府委員 ただいまの点は、実は私どもの方も、事務的に大蔵省、農林省の方とも打ち合せ済みでございます。従つて、食い違ひないものと確信しておりますが、法律の成文法のみならず、法案の解釈につきましても、一応法律の解釈は、政府部内において、私の方が責任を持つておりますから、私の方の解釈によつて御判断をお願いしたいと思います。

○久保田(豊)委員 わかりました。農林省にお伺いいたしますが、第七條の六億の出資ということに連関して、民間出資の一億を、要するにどういふふうに、もつと具体的に言ふと、大乳業者、もつと具体的に言ふならば五大乳業者、中小の乳業者、生産者団体、生産者団体は實際は二つになる、大体においてこういうことになりすね。これらの一億についての出資の引き受けの割当といひますか、これについて前の大蔵省の原案に一応承諾書をとつたものについて見ますと、大体一億のうちで七千五百万は五大乳業、二千五百万が中小メーカーの系統、あとの五百万が生産者団体、こういう割り振りになっておる。これでは、要するに、大乳業の指導権が当然この中で確立されるということになってくる。参考人等の御意見をお聞きしましたも、大乳業はこれを拒否はしない。しかしこれに對して大きな期待を持つておられない。こういうふうな御意見の開陳が

あった。中小企業はそうではなくて、この基金の運用ができなければ、われわれとしては立っていけないのだ、この基金にいわゆるかぶりついているのだ、こういう答弁をされておったわけでございます。そこで私も農林省に望みたいのは、大乳業と中小乳業と生産者団体、この出資の割り振りをどうするかということが、実はこの基金の運用をどうするかということについて、一つの基本の問題になると思う。それに対して、何らか内容的に皆さんの間で、ここで公表のできるような各業者間の話し合いがあなたの方でついているのかどうか、ついていないかと思ふ、どうふうに考えておられるのか、大乳業の方は一応中小メーカーも含めて九千五百万の出資の引き受けをしておられるけれども、一応その後において取り消しをしておる。従つて、あの出資引き受け、つまり九千五百万の出資の引き受けについては、一応承諾はなかったものと見て差しつかえないと思う。新しい段階で、新しい状況のもとで、この出資の割り振りを業者間の方で話し合いがついておるのか、こういう話し合いがついておるとすれば公表ができるのか、あるいはこれについて農林省としては別個の考えを持っておるのかどうか、この点を明らかにしてもらいたい。

○谷垣政府委員 この出資の引き受けにつきましては、昨年の十月のころに、大体予定されますそれぞれの関係者に一応の出資の引き受けの約束を交はしておるわけでありませう。その後事態がいろいろと変わっております。その御指摘の通りであります。従いまして現在農林省といたしましては、その関係者

の各位と御相談をいたしまして、どれだけのものをどういうふうに引き受けるとかという、状況変化の後におきます約束は、まだいたしておりません。ただこの基金の設立をいたします場合の出資の場合におきまして、できるだけ信用を得る必要が多いと思われる中小企業、あるいは農協も含めましての団体、これらの各位の引き受けを優先的に考えるということは、これは私たちがそういうふうにお考えしております。具体的な数字につきましては、今後打ち合せをしなければならぬ、かように考えております。

○久保田(豊)委員 今のお話で大体の経過の今日の考え方はわかつたわけでありませう。なかなか数字を明確に言えないと思ふが、私も、今の乳業界全体と酪農というふうな関係を考えて、場合、乳価、乳製品の安定、この基金の目的をはっきり生かしていくという観点からしますと、少くとも民間出資一億の引き受けについては、中小のメーカーもしくはその団体並びに生産者団体が六メーカーに対して、少くとも出資上におきましても優位を確保できるような限度において考えるべきだと思ふ。この前の農林省の原案のような格好になりますと、明らかに大メーカーが、出資面におきましても、従つて業務の運営面においても、役員面におきましても、当然優位を確保するということになる。それでは、大乳業の方は、はつきり金融ベースに乗っておる、ほかのものは金融ベースに乗らぬから、ここに将来におきますいろいろな問題が出てくる原因があるわけでありませう。そういう観点からやや具体的に申し上げますれば、これは私

の個人の考えですけれども、中小メーカーでないしは生産者団体、こういうものが一億の出資額の中で、断然と優位を保つような比率において出資を実現することがぜひ必要だと思ふ。もっと具体的に言へば、少くとも五分五厘、四分五厘、こういう比率において大体やるので適当と思ふが、これについて次官に一つ伺ひたいと思ふが、この点をどうお考えですか。

○本名政府委員 たびたび申し上げました通り、また御指摘もございましたが、今日の乳製品の状況におきまして、最も資金を重点に必要とするいろいろな施策というものは、中小メーカーに多いと思ふ。従いましてこの基金の運用は、特に中小メーカーに重点を置いてなされてこそ初めてその目的が達せられると思ふのであります。ただ出資と保証の関係というものは、常識的にはやはり多く出資したものに一定の予定された限度内において、それに応じた保証をするというものが建前かもしれませうが、これはむしろ基金の運用の面になります。が、運用の面において先ほど申し上げました中小メーカーに対する重点的な取扱ひをいたすように、今後指導なり協力をしていきたい、このように考えます。

○久保田(豊)委員 今の次官のお話は、その面では私も賛成であります。しかしながら、運用の面で中小メーカーに重点を置くというなら、やはり出資の面でも中小メーカーに生産者に当然重点を置いていいと思ふのであります。しかもそれが一億の出資を引き受けできないというなら別でありませうが、私どものいろいろ調査

した範囲においては、さつき法制局長官にもお聞きしましたような、そういう一億の出資の引き受けということから私は十分でできると思ふ。また中小メーカーにしましても、生産者団体にしましても、出資額というものをできるだけ少くして、そしてこの基金の運用面だけで自分たちが大きな恩典に浴そうというものは無理です。従いまして、どうしても運用面の一つの基準になりますものは、全部ではないにしてもやはり出資ということが中心の一つの基準になる。しかもできるとすれば、さつき私が申しましたような数字を、はつきり政府としてはこの段階で言えないかもしれないが、少くとも数字的にははつきり中小メーカーなり生産者団体が優位を保てるような比率において出資の引き受けをさすべきだと私は思ふのですが、この点についてはどうですか。

○本名政府委員 先ほどちょっと言葉が足りなかつたので、補足的に御説明申し上げますが、実は先日の大蔵委員会との合同審査の折に申し上げたこととございませうが、初年度の一億というものが集まるか集まらないかというようになこととございまして、そのときに私は最後まで努力いたしましてできるだけ集めたい、同時にまた出資と保証の額の問題にも関連いたしまして、重点を中小メーカーに置きたいというわれわれの気持ちからいたしますならば、その一億を集める努力の重点というものは、できる限り中小メーカーの御協力をお願いいたしたくさん集めるようにいたしたい、しかし資本力その他を、端的に申し上げまして大メーカーと比較いたしますとなかなか容易なことで

はないと思ひますが、しかし、この基金を運用することによって得られる経営の安定とかあるいは将来への伸張を考えますときに、やはりこの機会に一つ中小メーカーの御出資を努めて多くしていただきたい、こういう念願ですると同時に、そのことについて努力をするつもりでございます。ただ問題は、大メーカーと中小メーカーとの比率を最初に規定いたしましたので、そこで限界をつけるということ、これはむしろ今後の運営の上においていろいろやりにくい面も起きてきやしないか、何と申しますか、運用の妙を發揮しにくくなりやしないか、従つて農林省としては、その比率というものを今考えておるわけでもございませう。また話し合いの上においても、一応今までの話し合いの上で先ほど御指摘のような二千万五百万と七千万五百万というような話が出たことはございまして、けれども、それが絶対の比率であるとか、それを守ろうとか、あるいはそれをどうするとかいう話し合いは今のところ何もきめておるわけではございませう。いづれにいたしまして、できるだけ中小業者の方の御出資を努めてやっていたら、同時に、さらにまだそれで不足のときには、運用の上においてぜひ御心配のような点のなくなりますように、少くなく努力をするように指導していききたい、このように考えております。

○久保田(豊)委員 どうも今の次官の答弁はふに落ちない。一億の場合に大メーカーと中小メーカー、生産者の比率をきめておらないということはありません。あなたの方はこれだけ引き受けろといつて、引き受けますと

いつてはつきり引受書を出している
じゃないですか。その引受書の内容
が、さつき言いましたように一億の中
で七千五百万は大乳業、二千万が中
小メーカ、五百万が要するに生産者、
こういうふうになっているのです。し
かもこれを向うが破棄してきておる前
提です。そういう破棄してきておる前
提で、しかもせんだっての参考人の意見
等においては、大メーカはこの基金
があつてもこれに対して恩恵はない、
むしろ大メーカとしては、中小企業
が完全に安全にやっているとかが要
するに大メーカの保護策になるのだ
ということまで言ひ切っているわけ
であります。ですから今の御答弁
では私は困ると思う。はつきり私の
聞きたいのは、要するにそういう引
き受け当時以降の状況下において、中
小メーカ優先の、あるいは生産者優
先の比率を数字的に言わなくてもいい
が、前の引き受け計画、これは農林省
の計画に基いたものでしょうが、これ
を御破算にして、新しい観点から、少
くとも中小企業と生産者が優位の保
てらるような引き受けの計画なり勧誘なり
というものをやる意思がはつきり
あるのかどうかということをお願い
するのです。この点ははつきり御答弁を
いただきたい。

○本名政府委員 先ほど申しましたよ
うに、今日までの話し合いの過程にお
きまして、特に当初におきましていろ
いろ御希望を伺いましたところが、数
字の上では一億二千万、五百万、七千
五百万という数字が出たことは
事実でございます。ただその後におき
まして、委員会でもたびたび御指摘が
ありましたように、大メーカの方が

らは一応お引き受けしたことを撤回す
るとか、あるいはまたその他の情勢の
変化によりまして、それまでに話し合
いをいたしました数字と申しませ
うか、割合と申しますか、そういうこと
は農林省として割当をしたのではなく
して、業界、生産者の方の御意見とし
てそういうものが出たわけございま
すけれども、その後の情勢の変化によ
りまして、これは当然再検討をなさ
なければならぬんじゃないか、また
われわれも先ほど申し上げましたよ
うに、大メーカのお気持なども察した
り、またたびたび御指摘のあったよ
うな中小メーカに対する対策も、資金
の面でも出資の面でももう少し具体化
する必要があるんじゃないかというよ
うなところから、その後における変化
に応じて一つ出資というものの再検討
と御協力をお願いしたい、こう考
えておりますので、決して農林省から割
当を申し上げたこともございませ
ん。ただその数字は、それぞれ出資者側の
方々の御希望を集めたところがそう
いう数字になったというふうに承知
しております。

○久保田(豊)委員 最後に、この点に
ついて一点だけはつきり明確にお答
えをいただきたい。要するに私が申し上
げていることは、今までの経過はどう
であれ、今後の段階においては、少
くとも中小メーカと生産者が大メー
カに対して優位の保てらるような引
き受け措置をとる意思があるかないか
ということ。この点だけ明確にして
もらいたい。あるかないのか、こ
れだけでいいです。

き運営というものはなされなければなら
ないことは当然でございます。さりと
て大メーカを排撃するとかあるいは
おろそかにするとか考えは毛頭ござ
いませぬ。同時にまた、こういった初
めの生産者から最終的な加工に至りま
すまでの流通段階を一本にして処置す
る基金でございますので、初めての
試みであると同時に、その運営は非常
に容易なものではないのであります
が、その反面また非常に効果があるの
ではないかと期待いたしております。
そんなところから、今後の話し合い、
相談の上でそのような点については具
体的にきめていきたい、このように考
えております。

○久保田(豊)委員 次官の答弁を聞い
ているとだんだんぼけてくる。(い
いじゃないかと呼ぶ者あり)いや、よく
ないのだ。要するにはつきり私の聞い
ているのは、中小メーカないしは生
産者が優位を保てるような出資引き受
けをするような意思があるのかないの
かということなんです。私も大メー
カを排撃しろなんてことは言っ
ていないのですよ。大メーカを排撃
しろなんてことは一言も言っていない
い。大メーカも含め、中小メーカ
とそれから生産者団体、こういう三つ
の構成になる、これは法律で明らかに
なっているのです。その中で一番の重
点である中小メーカと生産者が大
メーカに対して出資引き受けの面
で優位を保てるような措置をおとりにな
るのかわからないのか、この点をはつき
りお聞きすればいいのです。そう言っ
ては失礼ですが、何だかんだと大きな
ことを言われているが、たった五億円
ばかりの資金では、これから日本の農

業の骨格を変えようという大畜産政策
のほんとうの支柱にはなりませんよ。
それにしてもこれが出発点ですから、
明確にしたいからお聞きしているの
ですから、この点をはつきり聞きたい。
そうむずかしい言い回しでございま
す。

○本名政府委員 実は御指摘の点につ
いては中小メーカ、生産者と大メー
カの比率も最初から明確にして、そ
の上で立つてそれぞれ基金を運用する
ことが実は適切であろうとも考えられ
ますけれども、実際問題として、回り
くどく申し上げているのでなくて、現
在のほんとうの腹を申し上げておるわ
けであります。比率を最初からきめ
てやるということにはなかなか困難であ
ろうと思ひます。ただし申し上げたば
いり、あくまでも今日この基金を運用す
る需要に一番切実に迫られている面は
どこかというところ、しかもそれが中
小メーカであり、生産者に直接関係の
ある面に運用しなければならぬとい
うことであるならば、そこにはかな
ければならぬことは当然であります。が、
同時にまたわれわれも御指摘の通り
に、この中小メーカに重点をおいた
出資並びに運営をしていきたい、こ
ういう面に努力をいたしたい、こ
ういうことを申し上げておるわけであ
ります。

○久保田(豊)委員 どうも、まだ不
分だけれども了解をいたします。
それでは一つ大蔵省にお尋ねいたし
ます。実は附則の七条であります。こ
れは条文を読みますと当然義務規定に
なる。従つて六億というものが実際に
出資をされなければ業務開始がで
きないという解釈になろうと思ひます。
ところがこれに対しては農林省側から
は、政府出資の五億円は、もう予算も
決定している。あとは民間出資の一億
は引き受け出資でよろしいという解
釈だ、こういうことなんです。法制局
の長官も、今来てお聞きをいたしました
ところが、この点については同意見であ
る、こういうことであります。大蔵
省のお考え方はこれに対してどうで
すか。

○高木説明員 七条の解釈につきま
しては、本日この委員会でも法制局の長
官が答弁された通りでございます。そ
の点については私も法制局と農林省
と御相談をした上で法制局の長官が
答弁されたものであります。私も
しましては本日の御答弁に何の異議も
ございませぬ。

○久保田(豊)委員 それでは時間の関
係もありますから一括して大蔵省にお
尋ねいたしますが、あなたは法制局
長官のこのことにおける答弁をお聞き
になつておられから、こういう質問を
するのは少し無理かと思ひますが、法
制局の長官が当委員会でも今された御
解釈を、全面的に大蔵省としてはこれ
と同意見だといふふうには理解してよ
ろしうございませうか、七条ないし
八条のこの点につきまして。

○高木説明員 その通りでございま
す。

○久保田(豊)委員 それではよろし
うございませう。

それではそれに関連いたしまして農
林省にもう一点お尋ねいたします。第
七条についての民間出資一億というこ
との性格、従つてこれが業務開始をす
る条件なんというものは明らかに

なつた。これは今まで私も心配して
いた点がなくなつてお互いに同慶であ
ります。これについては農林省のいろ
いろなお骨折を感謝するわけですが、
そこでもう一点聞いておきますが、一
億の民間出資は實際何回かに分割して
払うということになりますか、これは
何回ぐらゐにどのぐらゐの期間を通じ
て分割出資をさせるお考えですか。
当初どのぐらゐの出資をさせ、その後
において何年ぐらゐでどういう形にお
いて分割出資を現実においてさせるつ
もりか、お考えがありましたら、御計
画がありましたら伺いたい。

○谷垣政府委員 今御指摘の点は、結
論的に申しますとまだはつきりした結
論には私たちが到達しておりません。
一つには資金そのものの信用力とい
うものと運用いたします必要度とい
うものを考えなければならぬと思ひます。
一つには関係いたしております人た
ちの現実の払い込み能力という問題
を考えなければならぬと考えております。
ただできるだけ無理のない範囲でな
ければならぬと思ひますが、できるだけ
実際の払い込み金額を多くしたい、そ
ういう努力をいたしたい、かように考
えております。ただそれは実際の出資
をいたされる方々、あるいはこの出資
を運用いたします範囲、そういうもの
を考えながらやらなければいかぬ、現
実に即してやっていきたい、かように
考えております。

○久保田(豊)委員 その点は今の御答
弁で原則的には一応了解いたします。
片方においてできるだけ実際の現金出
資の方を多くしたい、この考え方はよ
くわかります。同時にまた片方におい
て無理をしたくない、こういう考え方

はよくわかります。この調和点をど
に求めるかということが實際一番問題
の焦点であると思う。私も同じよう
に、さつきからお話のように、中
小メーカが重点になりますと、あま
り無理はできない、こう考えるのであ
ります。これは業者間と十分御相談を
してやっていただきたいのであります
が、あまり無理な出資を当初から押し
つけるということとなされないよう
に、これは要望を申し上げるわけ
です。

それと連關いたしまして現金出資の
あつた分についてだけ保証するのだ
か。それともそうでなくて、それは一
応の基準はありますが、業務方針書等
においてやつたように引受分を基準に
してやるのですか、どちらなので
す。

○谷垣政府委員 現実に払い込みをし
た金額に対する債務保証の限度と、ま
た現実には払い込みはいたしてあり
せんけれども、引き受けた出資の額に
対する債務保証の根拠、あるいは問題
とすれば、保証料の額という問題もあ
らうと思ひます。こういうものは差を
つけるべきものだと考えております。
当然これは差をつけてよいものだと考
えておりますが、しかし未払込みの出
資金について、その金額を全然債務保
証の対象にしないなどということとは
考えておりません。具体的にはもう少し
検討いたさなければならぬと思ひま
す。

○久保田(豊)委員 その点は今の段階
でそれ以上いろいろなこまかいことを
お聞きするのは少し無理と思ひます
が、今大体のお答の範囲でけっこう
だと思ひます。これはできるだけ実情

に沿つたように無理のないようにや
つていただきたいと思ひるのであり
ます。これを御要望申し上げます。
もう一つ、第七條について、法制局
長官並びに大蔵省側、農林省側の見解
が統一したわけですが、そういうこと
になれば、第八條はあつてもなくても
よいといふことにならうかと思ひま
す。第八條は、これは五億を引き出す
關係、農林省として大蔵省に義理が
あつてどうこうというなら別ですが、
少くともそういうことを考えなければ
ば、第八條はなくてはならないのでは
ないか。もしこれをこのまま生かして
おくとすれば、今日の段階での法文では
明らかにできませんけれども、政府がさ
らに五億以上に年々追加出資してい
く、それに見合つて第八條は生かすべ
きものである、こう考えるわけであ
ります。従ひまして法文にはそういうこ
とは明確にできないにいたしまして
も、もし置くすれば、そういう一つの
理解のもとに、あるいはそういう解釈
のもとに第八條を生かしていかなく
ばならぬ。そうなつてくると、この
いは四年というふうな表現、さつき
のような解釈になりますから、少くとも
基金の理事者当局に対しては拘束力を
ある程度持つわけですね。そういうこ
とになりますと、私はそういう点につ
いては五億とか四年とかいう点をあ
る程度変える必要があるのではない
かと思ひます。どうか。つまり第七條
がさつきのような解釈になれば、本質
的には第八條は要らないのじゃない
か。大きな観点からもしこれを活用す
るならば、政府は法文には入れられ
ないが、当然五億でもつて出資を打
切る

べきではなく、年々継続してこの基金
のワタを大きくする。それに見合つ
て民間も出資をしていく、こういうこ
とにしてやっていくのが当然で、その趣
旨に沿つてこゝでもつて原案の修正を
しておく必要があるのではないか。そ
れは五億という点と四年という点に現
実にほかかつてくると思ひますが、この点
についてはどうですか。

○谷垣政府委員 八條の問題でござ
います。この法文の中に設立当初から
考えますと、五年間に民間出資五億を
することを要求いたしております。も
ちろんこの条文によつて出資者とい
ふものが規制されるかどうか、束縛さ
れるかどうかという問題は問題がござ
います。これは増資の問題でございま
すので、出資者そのものがまだ未確定
の点もございします。しかし第八條の要
求いたしておりますように、基金に關
係しております者、基金の理事者はも
ちろん、監督の立場におります行政
庁といたしまして、第八條の規定いた
しておりますように、民間の出資が増
資をいたしまして五億に満つるまで十
分なる努力をしなければならぬ、こ
ういふことに相ならうかと思ひます。従
ひましてこれは第七條、第八條両方を
通じまして民間出資は政府の当初の出
資額五億に見合つところのまでの増
資をすべきものである、こういうふう
に私たちは理解いたしております。従
ひまして第八條というものは第七條と
両々相待ちましてこれは必要な条文で
ある。ただ御指摘のありますように、
これによつて出資者その他――出資者
といふものが予定をされてない場合
があるわけでありまして、そういう
ものを設立当初においてどれだけ義務

づけるかというようなことは、この条
文においてははつきり書いてない、さ
うに了解いたしております。

○久保田(豊)委員 これはこの基金法
案のできました農林省なり大蔵省なり
の経緯にかんがみますと、これは要す
るに政府が五億出資、砂糖消費税の戻
り税の残余分の五億といふものと、民
間出資を五億出す、こういう構想から
出発したものと思ひます。この
経緯にとらわれず限り、これを基
本に考えます限り、もつと具体的に申
しますと、第八條は置かなければ工合
が悪いといふことになると思ひます。し
かし私どもの理解は、本年度の大カ
ン練乳の砂糖の戻り税が十二億あるから、
そのうちの七億は学校給食に使つて、
あとの五億は基金に使つた、これ
もつて打ち切るといふふうな大蔵省側
の考え方がそもそものところから
それを、へい、そうでございしますか
とて唯々諸々として受けてきた農林
省の腰もきわめて弱いと思ひます。問題
は少くとも赤城農相になつて、これは
単に赤城農相の思ひつきではなくて、農
業白書まで出して検討に検討を重ね、
農林省全体でもつて、よくいへば血
肉をつぎ込んで出した政策が、御承知
の通り酪農を中心にして日本の農業の骨
格をなすものでしょう。そこまで腹を
きめた、その政策のある面での裏打ち
をしようという酪農振興基金法です。
それを昨年度の消費税の戻り税が十二
億あるから、これは学校給食に七億
使え、へい、よろしゅうございします
とて頭を下げるような農林省では私
どもは困ると思ひます。これでは酪農振興
政策といふものは願ひ下げにした方が

○久保田(豊)委員 これはこの基金法
案のできました農林省なり大蔵省なり
の経緯にかんがみますと、これは要す
るに政府が五億出資、砂糖消費税の戻
り税の残余分の五億といふものと、民
間出資を五億出す、こういう構想から
出発したものと思ひます。この
経緯にとらわれず限り、これを基
本に考えます限り、もつと具体的に申
しますと、第八條は置かなければ工合
が悪いといふことになると思ひます。し
かし私どもの理解は、本年度の大カ
ン練乳の砂糖の戻り税が十二億あるから、
そのうちの七億は学校給食に使つて、
あとの五億は基金に使つた、これ
もつて打ち切るといふふうな大蔵省側
の考え方がそもそものところから
それを、へい、そうでございしますか
とて唯々諸々として受けてきた農林
省の腰もきわめて弱いと思ひます。問題
は少くとも赤城農相になつて、これは
単に赤城農相の思ひつきではなくて、農
業白書まで出して検討に検討を重ね、
農林省全体でもつて、よくいへば血
肉をつぎ込んで出した政策が、御承知
の通り酪農を中心にして日本の農業の骨
格をなすものでしょう。そこまで腹を
きめた、その政策のある面での裏打ち
をしようという酪農振興基金法です。
それを昨年度の消費税の戻り税が十二
億あるから、これは学校給食に七億
使え、へい、よろしゅうございします
とて頭を下げるような農林省では私
どもは困ると思ひます。これでは酪農振興
政策といふものは願ひ下げにした方が

○久保田(豊)委員 これはこの基金法
案のできました農林省なり大蔵省なり
の経緯にかんがみますと、これは要す
るに政府が五億出資、砂糖消費税の戻
り税の残余分の五億といふものと、民
間出資を五億出す、こういう構想から
出発したものと思ひます。この
経緯にとらわれず限り、これを基
本に考えます限り、もつと具体的に申
しますと、第八條は置かなければ工合
が悪いといふことになると思ひます。し
かし私どもの理解は、本年度の大カ
ン練乳の砂糖の戻り税が十二億あるから、
そのうちの七億は学校給食に使つて、
あとの五億は基金に使つた、これ
もつて打ち切るといふふうな大蔵省側
の考え方がそもそものところから
それを、へい、そうでございしますか
とて唯々諸々として受けてきた農林
省の腰もきわめて弱いと思ひます。問題
は少くとも赤城農相になつて、これは
単に赤城農相の思ひつきではなくて、農
業白書まで出して検討に検討を重ね、
農林省全体でもつて、よくいへば血
肉をつぎ込んで出した政策が、御承知
の通り酪農を中心にして日本の農業の骨
格をなすものでしょう。そこまで腹を
きめた、その政策のある面での裏打ち
をしようという酪農振興基金法です。
それを昨年度の消費税の戻り税が十二
億あるから、これは学校給食に七億
使え、へい、よろしゅうございします
とて頭を下げるような農林省では私
どもは困ると思ひます。これでは酪農振興
政策といふものは願ひ下げにした方が

○久保田(豊)委員 これはこの基金法
案のできました農林省なり大蔵省なり
の経緯にかんがみますと、これは要す
るに政府が五億出資、砂糖消費税の戻
り税の残余分の五億といふものと、民
間出資を五億出す、こういう構想から
出発したものと思ひます。この
経緯にとらわれず限り、これを基
本に考えます限り、もつと具体的に申
しますと、第八條は置かなければ工合
が悪いといふことになると思ひます。し
かし私どもの理解は、本年度の大カ
ン練乳の砂糖の戻り税が十二億あるから、
そのうちの七億は学校給食に使つて、
あとの五億は基金に使つた、これ
もつて打ち切るといふふうな大蔵省側
の考え方がそもそものところから
それを、へい、そうでございしますか
とて唯々諸々として受けてきた農林
省の腰もきわめて弱いと思ひます。問題
は少くとも赤城農相になつて、これは
単に赤城農相の思ひつきではなくて、農
業白書まで出して検討に検討を重ね、
農林省全体でもつて、よくいへば血
肉をつぎ込んで出した政策が、御承知
の通り酪農を中心にして日本の農業の骨
格をなすものでしょう。そこまで腹を
きめた、その政策のある面での裏打ち
をしようという酪農振興基金法です。
それを昨年度の消費税の戻り税が十二
億あるから、これは学校給食に七億
使え、へい、よろしゅうございします
とて頭を下げるような農林省では私
どもは困ると思ひます。これでは酪農振興
政策といふものは願ひ下げにした方が

いい。与党の諸君だって同じだと思
う。十二億円の砂糖消費税の戻り税だ
けで酪農振興政策のごまかしをしよう
という根性では、与党としても酪農振
興政策なんというものは願ひ下げにし
てもらいたい。だから決して与党の諸
君に当るわけではありませんが、私は
今の八条の基本はそこから出発してい
る。政府出資五億、民間出資五億、こ
ういふところから出ているのですか
ら、この連関をもう一度基本的に考え
直す必要がある。そういう観点から
いっても八条はこのままの形で置くこ
とは工合が悪いじゃないか、なくても
いいのじゃないか。政府の腹がほとん
とにきまればなくてもいい、こういう
ふうにかえるのですが、この点はどう
ですか。これは一つ次官からお答えを
いただきたいと思う。

○本名政府委員 この基金制度の出発
が大カシ練乳の税金の問題から出たこ
とは、一つの原因でもあったことは御
指摘の通りでございます。ただ問題は
十二億の税収があるからこれをやめた
ということ、たまたま数字は一致し
たしましたが、御承知の通り前年度に
おいてもすでに学校給食を初めといた
しまして、滞貨に対するそれぞれの予
算措置をいたしております。特に予算
は単年度のものですから、今年度、今
後においては私は大カシ練乳の税収分
に見合う酪農政策というものはいいけ
ないと考えております。同時にまたい
ろいろな他の乳製品の生産がふえて大
カシ練乳が減った場合に、それじゃ酪
農政策の予算というものは、その大カ
シ練乳の消費税に見合うだけでいいか
という、そうではなくして、これは
酪農対策としての第一歩であると思え

考えております。従って第二段、第三
段の対策は今後においてなされなけれ
ばならない。従って大カシ練乳の税収
をベースとした予算の立て方とかとい
うことは全然考慮に入れないで、新し
い観点に立つて今後の対策は進めてい
かなければならない、このように考え
ておりますので、決して大蔵省に押し
つけられたとか、押えられたとかとい
うような意味ではなく、むしろ次の年
度においてはもっとも積極的な対策
を打ち立てるよう検討いたしております。

○中村委員長 石山様作君。

○石山委員 これは政務次官にお聞き
します。基金法的方式で酪農振興をお
やりになる、それとも通常の予算で酪
農振興をおやりになるのか、私は考
え方がだいぶ違ってくると思うので
す。今回の場合、十二億という、五
億を基金のやり方によって酪農振興を
はかる。将来もこの形式で酪農振興を
おやりになる意図のもとでこれをお出
しになっているかどうか、これを伺い
たい。

○本名政府委員 基金の五億は、これ
は一応法律にも明記してあります通
り、このままで進むわけでございま
す。七億というはおそらく学校給食
の予算であろうと思いますが、学校給
食も今後の牛乳の生産量あるいは需給
関係、あるいはまた学校給食自体の目
的、効果のいかんによって変わると
しては、今後ともどんどん統制してい
きたい。従ってそれに応じた予算も
今後においては必要になってくる。決
してこの五億プラス七億イコール十二
億で酪農政策をそのまゝの状態では

進めていくという考えは持っております
せん。なおまた十二億だけが酪農振興
対策ではなくて、中身は申し上げるま
でもなく、その他にもそれぞれ酪農振
興対策費を別途に予算として御決定を
いただいたわけでありまして。

○石山委員 その他に酪農振興でもそ
れぞれお使いになっている金額がある
ということは、おそらく補助金の小団地
の土地改良費用の六十五億などをさし
ているのではないかと、こう思っており
ますけれども、このお金をさしている
わけでございますか。

○本名政府委員 経済基盤を強化いた
すために六十五億の基金を設けること
になりましたが、これはもちろん間接
には酪農振興対策になるかもしれませ
ん。特に非補助の土地改良に対して使
う金でありますから、間接には役立つ
とは考えておりますが、六十五億の基
金は直接酪農対策としては使うこと
はなっておりません。

○石山委員 今度の国家全般の予算の
うちに、基金のお金がたくさん出てい
るわけですが、このうちで農林省と関
係のあるものは、例の小団地の六十五
億、今回の酪農の五億と、おまに七十
億でございますが、私はこの基金に対
してこれは一種の見せ金だと、こうい
ふようなことを言っているわけなんです
が、この基金が年々追加されていく
こと、ほんとうの政府の思いやがある
ことになるのですが、そうではなく
て、ただこれのみでは、私はやはり見
せかけになりかねないと思ひます。特
に私は心配されるのは、この基金法に
よりまして別種の金融機構が発行する
わけでございます。そうしますと、見
方によりましてはこれは農林省の外郭

機関になりかねない、これは私はほか
の方を言つては悪いですが、たとえば
日本労働協会というものが十五億出し
てやります。これも資金でございますし
て、利子だけしか労働者には実際の利
益を与えない。しかるにこれも別個の
会計でいくのでございまして、これ
も労働者の、悪口をいえば外郭機関に
なりかねないのでございまして。私はそ
ういふところから来ますと、役員はす
べて学識経験者にゆだねられるような
やり方になっておりますが、これでは
官僚のみが非常に発言権を持つとい
ふうなことになるかと思ひます
が、それはどこで防ぐことができるで
ございましょうか。

○谷垣政府委員 この基金の名前が酪
農振興基金という名前でありました
に、今御指摘のありましたように、酪
農振興はこの基金だけでやるのかとい
う誤解が生じておるのではないかと
思ひますけれども、すでに三十三年度
の予算案その他にもございまして、
現在農林省の方で、政府の方でとつ
ております酪農振興の諸施策は、これ
以外にいろいろあるわけでございま
す。もちろん草地の改良の場合におき
ましても、その大部分は酪農に寄与す
ることと考えております。あるいはいい品質
の種牡牛をそれぞれの都道府県なり、
あるいは国立の種畜牧場に置きまし
て、そうして民間の酪農振興のために
これを使つていく、あるいはそれぞれ
の生産その他に対しまして予算事業を
やつていくというように、酪農振
興の問題は単にこの基金だけではあり
ません。名前が酪農振興基金という名
前でありましたに、酪農振興はこれ
だけという誤解を生じますれば、実は

それ以外にも酪農振興に關しますとい
ろの諸施策はとつておるわけでござ
います。これは御存じの通りでありま
す。それからなおこの基金の運営が役
員、官僚の思うままになるのではない
か、こういう御指摘でございますが、
こゝでうたつておりますのは、学識経
験者を考えておるわけでありまして、
これは理事その他の機構の中には当然
関係いたしております出資者の方々、
あるいは出資者にとどまりませう、関
係いたしておられます方々の学識経験
者を充てる、これは私は当然のことだ
と考えております。ただこの中に条文
にうたつてある問題といたしまして、
仕事の常務に當つております者が他の
営利事業との兼職を禁止いたしてお
ります。これは金融の業務その他にお
きまして一つの原則でございまして、ま
た乳業界の実情から考えましても、そ
れぞれの乳業は、一面競争相手になつ
ております。そういう方々が常務に當
ていくということは不適当である、か
ような考えから、他の営利事業との
兼職の禁止をやつておるわけでありま
す。十分に御趣旨のほどを体しまして
公正に理事を選んでいく、かようにい
たしたいと存じます。

○石山委員 そうすると学識経験者と
いうのは、利害関係者の中からも選
ばれる学識経験者と理解してよろしう
ございましょうか。そうすると、それは生
産者を含めてでございますか。――そ
れでは次のことをお聞きいたします
が、十二億のうち七億が学校給食に
よつて一つの調整をとる、生産面に関
するものが五億の資金ということになり
ますか。

○谷垣政府委員 三十三年度の予算

で、およそ七億が学校給食におきま
す牛乳あるいは乳製品の資金に計上いた
しております。それから五億がこの振
興基金の政府出資金として計上してあ
る、かようなことになっております。

酪農の生産面ということになります
と、今正確な数字はちよつと覚えてお
りませんが、おそらく草地改良という
ものは酪農の方が非常に大きな部分を
占めるとは思いますが、草地改良をいた
します経費が一億七、八千万もあつた
と思ひます。そのほか種畜牧場におき
ます乳牛の種牡牛の設置、あるいは各県
に對するこれらの貸付、あるいは寒冷地
策におきましますところの乳牛、こ
ういふもの、あるいは家畜導入資金
におきましますところの乳牛の導入資金、
あるいはまた乳量の予察事業におきま
す国の事業費等々ものは、これはす
べて酪農の生産面におきまします問題の経
費ということに相なるかと思つており
ます。酪農の振興基金は、第一条に規
定してありますように、また以下の各
条文にありますように、主としていまし
て、生産面と申しますよりは、流通
部面の問題に對します必要な資金の債
務保証をいたしておる、かようなこと
に相なつております。

○石山委員 問題は、第一条の目的なる
ものの本質がなかなか理解しにくい。
たとえば中小企業なら中小企業を救う
のだ、こつちの意図がきちんとして出
てゐるなら、それもよしい。あるいは生
産者の中でも生乳を作るほうの農
民を對象とするなら、それもよしい
といふこと、これは大メーカーも含めると
いふこと、ぼんやりして
います。ですから参考人の一人の植垣さん
という方は、われわれは三十年來乳業

をやつていて、欠損に欠損を重ねてい
るのだから、これくらいのお金は今ま
での赤字に分配してくれてもいいよ
うな発言をなさつていられた。私は見方
によつてはそういうことをいえると思
ひます。つまり五億という金が、非常
に膨大な酪農振興の構造に對しては大
へんに小さなお金のものだから、大
メーカーの方は五億ぐらゐの金をそん
なふうになつておられるのだと思ひます。小
さければ小さいほど、中心が一つでな
ければ非常に金の効率が少いと思ひま
す。特に基金でございまして、利子
がおおむね対象になるわけですから、利子
す。ほんとうの意味の酪農振興に利す
る実質的な金というものは利子に該當
するわけでしょう。ですからなおさら
小さくなる。そして目的が、生産者
にもそうであるし、乳業者の中小企業
にも大メーカーにも、それぞれの場所
において利益を与えるのだ、どうもこ
ういふふうな内容に受け取られてなら
ないのだから、こゝにございまして、真の目
的はどこにあるかということをもう一
べん御説明願ひたい。

○谷垣政府委員 酪農の場合、御指摘
のありましたように、生産から消費に
至りますまでの全過程があるわけであ
ります。ただ二十九年、三十年、三十
二年といふような一時的とは申せ生産
過剰の問題がある、それによります
乳業界あるいは酪農界のショックは非
常に大きかつたわけでありまして、そ
れは一つの危機的な状況を呈しましたと
きの対策でございまして、平常の場合
におきましては、夏と冬といふ場合に
おきましては酪農界の状況が変るわけ
であります。そういう特殊の事情を酪
農全体として持つておるわけではござ

ます。そういう場合に対応いたします
る必要な資金の債務保証をこれでや
つていく、かような考えであります。
○石山委員 これも需給安定のための
場合、いろいろ想定される場合があり
ます。普通の工場であつても、三カ月
くらい材料をストックするが普通の
状態である。それが、あるときは五カ
月もストックとなつておる。しかしそ
れが全般的な経済が非常に順調であ
れば、三カ月が通常であつたものが五カ
月であつても、その場合五カ月が通常
のようなストックの姿もあり得るわけ
です。今私たちが聞いているのは、こ
の法律は不況時をば一つの對象にして
いるのではないか。たとえばなま乳が
非常に余つたような場合にこの基金が
大いに活用されるのではないか。しか
し不況時といふふうな言葉を用いるこ
とをばかつたのは、これは大蔵省関
係等を勘案して、不況時で乳が余つて
いるといふふうな対策をとるとするな
らば、これは酪農振興の行き過ぎであ
る、こつちのふうなことを言われるこ
とをおそれてこつちの言葉を言わな
いのであるが、結局はなま乳がだぶつ
たときを予想してこの基金法案を作
つたのではないかといふ声の一部にあ
るのですが、それはどういふことでござ
いますか。

○谷垣政府委員 私たち屢次申し上げ
ておるわけでありまして、酪農の生
産、消費は非常に順調に伸びておる
と考えております。またその成長率も
ほかの農業関係の産業に比しまして非
常に高い伸び率を示しておると思ひ
ます。ただ問題になりますのは、年
間を通じて考えますと、夏と冬との
間に需給のアンバランスの状況が生じ

ます。また従来の経験から申しまし
て、数年に一度といふものは需給関係
のアンバランスが生じてくる、こつち
うことは今までの経験上からもあるこ
とであります。ただ、一時的でござ
いまして、そういうアンバランスの生
じましたときに、酪農といふものが生産
制限を勝手にやれるわけの性格では
ございせんし、いたしますために、そ
れのショックが非常に大きいわけであ
ります。従ひまして、この基金の建
前がそういうような場合を主として目
標にしていこうといふことは言えるか
と思ひます。ただ先ほど来申し上げて
おりますように、それは数年に一度だ
けでいいじゃないかといふ性格のも
のがございせん。夏と冬の間のアンバ
ランスの問題もございまして、またこ
れが大カシラ練乳の免稅撤廃の問題とも
関係があるわけにございまして、こ
れは主として中小企業になるかと思
ひます。大カシラ練乳等の施設を他
の市乳あるいは粉乳等の施設にか
えるための設備資金といふものの債
務保証といふこともこの基金として
は予定をいたしておるわけであり
ます。

○石山委員 私の方の秋田県では、今
の政府の指導に従ひまして、水田、稲
作一歩張りでは今後困るんだ、それ
で知事初め一生懸命になりまして、サイ
ロを昨年二千個作りまして、そして乳
牛をどんどん入れておられます。こ
ういふ問題になるのは、こつちの言葉
が出てくるに問題がある。こつちの
うにやつて、乳が過剰になつたらど
ういふ方法を講ずるだらう、やれる
だらうかと言つたら、こつちのこ
とで、いや、今の政治といふものは
――あるいは今の農林省の行政指導

といふものは、といつてよろしいと思
ひますが、まず乳がうんと出て余つ
たら何とか方策を考へる考へ方から、
売れ行きの先行き不安なんか考へる必要
はないのだ、まず牛をうんと飼つて、
乳をうんと出してみるのだ、そのとき
になつていろいろない考へが浮ぶん
だから、こつちのうな意見が一部か
ら出て、先行きをそんなに深刻に考
へないで酪農振興へまっしぐらに突進
していくといふのが今の姿です。ただ
こゝで、あるいは休閑地あるいは山の斜
面といふような案外土地利用の少い
ところを利用してやる酪農ならいいの
でございまして、水田の一歩なり二反
歩なりをつぶしてもやつてみようとい
ふような機運のあるとき、こつちの行
政指導であるとすれば、われわれはな
かなかこれに協力することはできな
いわけなんだから、こつちのうな
考へるんだから、まずやつていけ、
こつちのうな熊勢で今も臨んでお
られるのでございまして。

○谷垣政府委員 酪農の問題は生産と
消費の関係を主としてやつていくとい
うことは非常に重要な問題だと思ひ
ます。ほかのいろいろな生産物等にお
いてもさうなことがあると思ひます
が、こゝに酪農に關しましては、こ
れに關係いたしております農家が多い
といふこと、また農家といひまして
は相當な固定資本をこれに導入する
といふことから考へまして、生産いた
しましたミルクが確実に売れるか、あ
るいは確実に消費されるかといふこと
が重大な問題であらうかと思ひます。
たまたま私たちがいたしましては、現
在のこ

ういふ経済のやり方であるので、それ

きに五十億くらいの債務保証をしたいという用途のもと、またその五十億くらいは債務保証をいたしますことによつて、大体に現在の需給の計画予想からいきましてやっているのでないか、こういうことであります。ただ問題は、私のふやしたいと申しましたのは、十二億の大カシ練乳の税金をベースにして酪農政策は事足りるというのではなく、その点で基金以外の酪農振興対策に対して積極的にふやしていきたい、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○石山委員 これは四年たつて民間の出資がとつて初めて十億ですから、ふやしたいということとは四年以後ということになるわけでございます。

○本名政府委員 今申し上げました通り、私はこの基金は一応政府出資五億、民間出資五億、合計十億で一応今日の予想される需給計画、あるいは生産並びに加工の段階において当分は間に合はしていきける。従つて、今直ちにこれをふやすというのではなくして、酪農振興対策というものは、この五億と五億の十億だけではなくして、ほかにまだたくさんやっております。やつておりますが、今日の農業生産性の点からいっても、農民所得の点からいっても、もつとも酪農は伸ばしたい。そのためにはこの基金はふやさなくとも、基金以外の酪農振興予算の上においてふやしていかなければならぬ。従つてそのために努力をする、こういうふうな申し上げたわけでありませう。基金とは別個の予算をふやすというわけでありませう。

○石山委員 しかし酪農振興費として

十二億というものだから、みんな十二億に頭がいつていけるわけなんです。そして七億は手のつけられない学校給食、五億だけが何とかいじれそうという印象だから、酪農振興は全部酪農基金に依存していくのではないかというふうな気持は私だけじゃないかと思うのです。世間一般ではあの予算書を見たり説明書を見たりすると、まずそこへ頭がいくだらうと思ひます。しかしこれはこれとして、そのほかに酪農振興をおやりになる。そうしますと基金というものは一応このまま据え置かれていくということとは確認されてもいいわけですか。

○本名政府委員 法律にはつきり明記いたしております通りに、酪農基金——この法律の基金というものは明らかにその使命があるわけでありませう。その使命にあつて酪農振興対策費がしぼられるという誤解は私も生産者並びに乳業者においてなしてはいない。実は信じているわけでございます。ただ十二億という大カシ練乳の税金の問題があつた。さあこの税金は政府が取り上げるから、それにかつて一つ対策を立てるという話があつたことが頭に入つておりますと、酪農対策は十二億で一切やられた。従つてそれによつてできた法律は五億の基金であり、七億の学校給食である。これが酪農対策の予算の全部であるというふうに誤解されるというのは、はなはだ遺憾でございます。ただそれならば五億のこの基金のほかに、あるいは学校給食七億のほかに、十分な酪農振興対策費がとられていくかという、私も満足はいたしておりますけれども、今後において基金並びに学校給食以外に、

酪農振興対策予算を増額していくようにしたということをお願いしたわけでありませう。もちろんこの基金というものは、四年後において十億になりまして、その四年後においてさらに新しい段階あるいは基金の効用などが現われてきて、増加をする必要があればおのずからそのときに検討されるべきであつて、今日においては、これを直ちに何年後に増額するということは考えておりません。

○石山委員 一般の農民や中小乳業者は、おそらく来年も増額してもらへるものだといふ希望を持っております。酪農振興に関する項目が少いといふこと、項目が少くて金額も従つて少いことから、ここにみな目がついておるといふことが、私だけの誤解であらばいいのですが、おそらくそうではないだらうと思つております。なぜかと申しますと、学校給食にしましても、これは将来ともずっと続けておやりになるのか、そうしてこの額は、年々酪農振興の生産量の増額とともにふやしていけるものかどうか、これは私などはあまり感心しませんが、一部では、この学校給食の問題を法制化していただければ、われわれは非常に安心して乳牛を飼うことができる、こういうふうに切言している農民もございませう。そういう点ではいかがでございますか。

○谷垣政府委員 酪農の振興に関しましては、先ほど申し上げておりますように、この振興基金あるいは学校給食以外にたくさんございませう。金額的には十分なものがあるといふこと、施策的にはもう少し考えるべきものがあるかと思ひます。施策といたしましても、まだそのほかにたくさんあるわけでありませう。その中の学校給食の問題でございますが、学校給食を制度化すべし、あるいは法制的にこれを確立しろ、こういう意見も私たちのところへも参つております。これらにつきましては十分検討したいと思つております。金額を増額するかどうかということでございますが、これは御存じの通り、予算は単年度でございますので、三十三年度予算のときに三十四年、三十五年のものを議論するわけには参らないかと思ひますが、需給の状況等も考えあわせて、必要があればこれは継続すべきものであるといふふうに私たちは現在考えております。

○石山委員 流通過程において、今の酪農振興のうち一番安定感のある方向としては、学校給食一つしか私たちは見当りません。このほかに何か妙手を二つも三つもお待ちでございますし、うか。それを知らしていただければ大へんに酪農家は喜ぶし、安心してどんどん畑地転換ができるのではないかとと思ひますが、その妙手はどの二、三をお知らせ願えれば大へんよろしいと思ひます。

○谷垣政府委員 これはほかのものでございませうが、消費と見合ひました生産といふことが大切なことだと思ひます。しかし消費と見合ひた生産といふまでも、退嬰的に考えるのではなく、消費の拡大といふことを努力をする必要があるかと思ひます。御存じのように、ミルクは大ざっぱにいて、一割が農家に返り、あとは乳製品と生ミルクが半分々々という形で生

産されているのが日本の現状でございます。これが将来乳製品の方がふえるか、あるいは市乳の方がふえるかといふ、いろいろ問題があるかと思ひますが、とにかくそういう形におきまして生産され消費されておる現状であります。これも消費の拡大あるいは安定した消費といふことでございませう、これは一、二の妙手といふよりも、今申し上げましたような乳製品と市乳の現状において消費がされておるわけでございます。妙手といふものは、やはり今の酪農界の状況から見まして、乳製品の種類におきましても非常な変化がございませう。たとえば数年前には現在におけるようにアイスクリームの普及といふようなことは想像されなかつたことでありませう。また粉乳といううなもの消費も非常にふえておるのであります。これらはしかも急速に変化を来たしておるわけでありませう。乳製品の消費におきましても今後ますますふえていく可能性があるものと考えます。

○石山委員 長期経済計画の中で、いわゆるわれわれの食生活といふものと農業経済といふもののあり方は、当然もつと論究されなければならなかつたし、一つの方針が打ち出されなければならなかつたのでございませう。あの経済計画書を見れば、なかなかよくやつてゐるなといふふうには私には思われませう。今度の法律の提案内容の一つとして、利益金はおおむねこの乳製品の愛用方の宣伝に使うといふことは、私も大いに歓迎するものだが、それにしても私は、農林省あるいは商工省あるいは厚生省、こういうふうなと

このエキスパートの方々がそれぞれ寄り合つて、やはり一つの方針を立てるべき時期がきていると思うのです。つい去年まではパン食を必ず三回に一回は食べなさいということを盛んに宣伝しておつたのです。パンを食べると、まさかみそ汁でパンはちよつと食べません、やはり牛乳を飲まざるを得ないでしようし、バターをつけないければならない。こういうふうな一つのめどというものを何ぼか出しておかないと、漫然として乳製品は生活の向上とともに進むなどと言っても、私はこれは運動方針にならないと思うのです。たとへばソ連の農業を改革するにフルシチョフは三年たてばバターの製造がアメリカを追い越すと言ひ、そういうような合言葉で一生懸命酪農を進めるとか農業の改革をやるといふようなことをやっておる。日本の場合でも私はやはりそういうふうな、だれでもうなずけるような合言葉を用意して、そして酪農振興に乗り出さなければ、今の局長の御答弁のように、どうもはつきりしないようですと、私は食生活も改善にならぬだろうし、製品もなかなかはないかというところは現実だろ うと思います。はけないのを学童に乳を飲ませる、こんな安易なやり方ではないという流通部門が私は生まれてく ると思う。そうであつてはいけないと思ひますがそれに對して今考へておられる需給面の方策を一つお知らせいた だきたい。

○谷垣政府委員 酪農振興に何か適当なスローガンが必要ではないかという お話でございますが、別にそういうこ とは私たちの役所の方で申し上げるこ とではございません。ただ五カ年計画 の状況からいいますと、五年後にはミ ルクが倍になるのだ、年々ミルクの量 が百万石以上増産されていくというこ とは一応の見通しとして言えると思う のであります。これがスローガンとな りますかどうかは別でございますが、 そういうことは言えるだろうと思ひま す。消費増大の問題につきましても、 これは役所がやる問題というよりも、 民間その他で努力をされておるわけ あります。役所の方といたしまして も、この酪農の振興が生産面あるいは 消費の面におきます非常に重要なア イデアを持っておりますから、十分に これに対する努力をいたさねばならな い、かように考へております。

○石山委員 生産の方は役所が責任 を持つけれども、消費の方は民間団体 が一生懸命やつてゐるというふうな言 い方では、私はそれはのれ口だと思 うのです。それはいけない。やはり計 画を立てるには、生産者から最終 の消費までいく——厚生省ではわれ われのかみだの目方まで計つて価格を 的確につかむというのが一つのやり方 だと思ふ。ですからスローガンという のを今持つていなくても、私はそうい うふうなことを早く求められることを 要求してゐるのでございます。

次に私はお聞きしたいのだが、これは やけり参考人の一人から意見があつた のですが、乳価についての試算がなさ れてゐるかどうかというのを参考人 が言つておられます。それがなされて いないので、乳価は何ぼで作り上げら れるか、乳価はどのくらいで困つてゐるの が、乳価の算定を今までおやりになつ たことがございますか。

○谷垣政府委員 乳価の問題は、これ はいろいろ問題がございします。これ は、乳価は幾らがいいかという具体的 な数字を出したことはございしません。 ただ生産費調査等は毎年米続けており ます。今までやつておりました対象農 家の数等が非常に少い、もう少しこれ を広めなければいかぬというわけで、 三十二年度からは、従来約百戸程度、 あるいは多いところでも二百戸程度の ところでやつておりましたものを、約 一千戸に近い対象農家というように広 げて正価を期しておるわけでございま す。生産費調査その他はやつておりま す。

○石山委員 需給、流通の安定のために この基金をお使いになるとすれば、当 然乳価の支持価格というものが想定さ れなければこの需給流通をうまくやる ということはできないと思ふのでござ いすが、その点についてはいかがで ございしますか。

○谷垣政府委員 需給の問題等にこの 基金が直接タッチをするわけではござ いしませんけれども、それぞれの資金の 運用をこれによつて円滑化するわけに あります。従ひましてたとえば滞貨が ふえますような場合におきましては、 これをやつていくというふうな力 がふえるわけでありまして、あるいはミ ルクの供給が非常にふえていくという ような場合におきまして、これの乳代 の支払いをこういうものがやつてい く。通常の運搬をいたしておきま す。場合、あるいはこういうものの必要 度が少いかと思ひますが、急激な変化 の参つておきますようなときには必 要が大いにあるわけでございます。

○石山委員 それでは、非常にむだな 努力を繰り返さなければ安定というこ とはなされ得ないのではないかと。特に、 今の局長の考へ方ではとするとするなら ば、大へんに大きな資金がなければそ ういう需給のバランスをとるといふこ と、価格維持を保つといふことはおそ らく不可能だと思ひますが、そうでは ありませんか。

○谷垣政府委員 この基金で直接に価 格支持をしよつたというふうには考へて おりません。基金のワケが十億になり ますと、あるいは出発時六億といふ かつこうでいきますと、これの債務保 証の限度が五億と見まして、出発当初 約三十億、五年たちましたあとは五十 億、こういうことになるわけでありま す。この数字は、従来の状況から判定 いたしまして、正常な在庫というもの がそれ以上に超過いたしまして一種の 異常在庫の相を呈する場合がある わけであります。そういうものに対 する対策の金額といたしましては大体 その程度のものでもやれるであらう、か ように考へております。

○石山委員 私たちは、この法案は弱 小の農民あるいは弱小の企業家をかな りに擁護してもらへるものだといふふ うに考へておつたのですが、局長の説 明を聞いてみますと、どうもそういう 点がいまいになりましてございま す。つまり農民の場合には牛乳の支持 価格がなかなか求められない。支持価 格を中心にして調整を行うという意図 があれば農民の方々はいいと思ひま すが、そうでない場合には、おそらく そのときそのときの経済の情勢によつ て動かすといふのでありましよう。 というものは弥縫策にならざるを得な いと思ふのです。そうすると弥縫策に ならざるを得ない場合に利害得失の はつきりするのには、資本力の小さい者 が被害を受け、資本の大きいメーカ ーが暫定措置の間に割合に利益を多く得 るという現象が生まれてくる。これは 今までの経済の統制と自由の間を縫つ てきた戦争以後の経済界を見てい れば、よくお互ひが理解され得ることだ と思ひます。それが今度の基金法に よつて見た場合においても、そういう ことがまたぞろ行われております。し かも法律の名前で行われていく危 険性があるのではないかと思ひます が、そういう懸念は要らないのでござ いしますか。

○谷垣政府委員 この基金は、これ で考へておるわけではありせん。た だ二十九年、三十二年の状況がありま したように、乳製品の滞貨がありま す。当然に乳製品の価格が下つて参 ります。そうしますとそのことはすぐ に原料乳の価格の低落を来させる格好 になるわけでありまして、これは二十九 年、三十二年の状況にもはつきりそれ が出ておるわけでありまして、そうい う場合にこの基金の運用によりまして滞 貨の維持といふもの、あるいは乳代の 遅払いという状況が起きた際において も生産者の団体に対しての債務保証と いう形において、再生産をやりま す。うな資金をある一定の期間は確保でき るという形になるわけでありまして、そ ういう意味におきましての価格問題に 対する一つの安定をこれがやることにな るかと思ひますが、幾ら幾らの価格 を支持するといふ形においてはこの基 金ではできない。もし支持価格のよう

なものをやるといたしますれば、もつと基本的に、問題の考え方を違つた形でやつていく必要がある、かように考へております。

○石山委員 私は今の全般の経済の動きとか、法律を作られるいろんな面は、かなり計画経済的な理念の入つた要素で、法律の解釈なり経済が運行されると見ております。特に米の問題などは私はそのいい例だと思つております。私がなぜ支持価格というふうなもの、乳価の試算というもののいろいろ注文をつけているかと申しますと、酪農振興のことを考えますと、生産者に一つの熱意を感じさせ、不安を与えないためには、かなり官僚統制のせしりを受けるかもしれません、どうしてもある日月、たとえばこれは三ヵ月でもいいでしょうし半年でもいいですけれども、乳価の支持価格というものが現れてくる仕組みでない、酪農振興法というものは思つた方向に進んでいかないのではないかと思うものです。それから、何回も申し上げるわけですが、それに対しては、あなたの方ではどこまでもそういうふうな考えはないとおっしゃるのでございますか。

○谷垣政府委員 御存じのように、酪農の状況というものが生産と消費ともども非常に躍進的に伸びておる状況でございます。また乳製品の種類にいたしましても、種々変化をいたしております。こういうふうな非常に成長期にありますものに価格支持という形のものやりますのは、もう少し検討を要するのではない、もちろん価格支持そのものが不要だというわけではございませんが、十分なる検討を要するのではない。またそういうことをい

たします場合におきましては、現在の自由に自由な経済の行われておる場合におきましては、その仕組み、機構その他について十分なる対策を必要とするかと思ひます。またミルクという商品の性格上保存もなかなかきかないものでございますので、これもまた十分なる考究を要する問題である、かように考へておる次第であります。

○石山委員 乳というものがいろいろな形に変化するのでございますから、全部が全部一つの規格にはめるといふことは、現在においては妙味はもたらぬのでございまして、第一産業といふのは一番荒っぽく働いて一番利益のない仕事なのです。いわゆる産業構造上からいへば、一番搾取をされる。最終段階の巧妙をきわめた工作を終た製品ほど利益があるというものは、これは何を見てもその通りでございます。乳の場合には生乳生産者の農民が一番被害というところがあるかもしれぬけれども、搾取を受けるような要素を持つておるわけなのです。ここを中心的に援助してもらえないと、先ほども言つたのですが、かなりのい水田をば酪農に転じて、総合的な日本の農業をば改善しようとする農民のその気持が失われていくことを私はおそれておるわけです。どうしてでもこの支持価格のものが将来とも認められたい、やることは今の段階では不可能だとするならば、それにかわるような安定策が当然ここに生まれてこなければならぬ。今までの局長の説明を聞いていますと、この支持価格のものをに対応するきちんとした安定策が説明されていらないように思ふわけでありま

す。もう一へんその点に關して説明を伺ひたい。

○谷垣政府委員 酪農に關する安定をいたしていただくための施策はいろいろあるかと思ひます。具体的に価格支持そのものをずばりとやる、こういうことは現在の段階においては、私たちはまだできないであらう、十分なる検討を要する問題であらう、こういうふうな申しておるわけでありまして、全然それが不可能という言い方をしておるわけではございません。検討を要すべき問題だと申し上げておるわけでありま

す。やはり酪農の状況から申しまして、これに対する安定策としてはいろいろな対策がとられております。たとえば農家の側におきましては、その飼養管理費を安くする、生産費を安くする方法を講じてやつたらいじやないか、これに対する政策はいろいろとられております。あるいはまた農民の組織を十分に強化していくための指導、あるいは現在行われておりますような集約酪農的な形におきまして、飼養密度を高めていく。さうようにいたしまして工場に集めまして、その工場が十分に合理的にやつて生産費を安くさせていくことができるようにする。また消費の面におきましても、学校給食とかいふような対策を講じていってあるわけでありまして、この酪農振興基金も、やはりその対策の一つということに相ならうかと思ひます。従いましていろいろの安定策というものはとられておるわけでございます。今申し上げておりますように、何十円あるいは何十何円の支持価格だから、この価格を支持しろ、そういう意味の価格支

持そのもののずばりの対策が現在とられていない。これは今後段階に応じて考える必要がある、こういうふうな考へております。

○石山委員 どうもこれは私の杞憂かもしれない。今のままでいけば生産者も困るし、中小の乳業処理者も幾つか合併して、そのうち何かがつぶれて、そういうふうな何回かの動揺と犠牲を経なければ、なかなか酪農振興の本道に乗らないような気がしてなりません。もちろん資本主義の世の中だからといへばそれまでですが、地ならし工作とか、弱いものは殺してしまへとかいう上に乗つかなければ振興が行われぬとするならば、それは振興といふものも見せかけになるわけでございます。私たちはそういう非常に無理な競争をして、強いものだけを残して、弱いものはやむを得ないのだ、こういう考え方で酪農振興は行いたくないといふのでございまして。ですから、いろいろな事情があるにしても、この場合法律をお作りになるのだから、さうなやり方で酪農振興をば指導してもいいのでございましてけれども、どうもそういうふうな方向にいかないのは非常に残念でございます。この問題はおそらくあなたとかなりお話をしても、相当行き違ひがあるのではないかとと思ひますので、一応打ち切ります。

○石山委員 どうもこれは私の杞憂かもしれない。今のままでいけば生産者も困るし、中小の乳業処理者も幾つか合併して、そのうち何かがつぶれて、そういうふうな何回かの動揺と犠牲を経なければ、なかなか酪農振興の本道に乗らないような気がしてなりません。もちろん資本主義の世の中だからといへばそれまでですが、地ならし工作とか、弱いものは殺してしまへとかいう上に乗つかなければ振興が行われぬとするならば、それは振興といふものも見せかけになるわけでございます。私たちはそういう非常に無理な競争をして、強いものだけを残して、弱いものはやむを得ないのだ、こういう考え方で酪農振興は行いたくないといふのでございまして。ですから、いろいろな事情があるにしても、この場合法律をお作りになるのだから、さうなやり方で酪農振興をば指導してもいいのでございましてけれども、どうもそういうふうな方向にいかないのは非常に残念でございます。この問題はおそらくあなたとかなりお話をしても、相当行き違ひがあるのではないかとと思ひますので、一応打ち切ります。

○石山委員 この法律から見ますと、何だかありつたものの財産を分配するといふふうに見えますから、そうしますと、無理して財産を残さない工夫をするだらう。そういうふうなことであればおもしろくないのですから、その出資額を限度とするといふことが二項にうたつてあるわけですね。ですから、限度というふうなことを考へてみますと、無理をして出資額の採算に見合うように出資が行われるだらう、出費が行われるだらう、こういうことを

る、こういうふうになつております。そうしますと、何か残つていたものは全部使い果して、さうして限度額に達するといふのですか、それとも残つた分は国庫が吸ひ上げてしまふというやり方でございますか。

○谷垣政府委員 第四十四条に關しまし御質問かと思ひますが、第四十四条に明記いたしておりますように、債務を弁済して残余財産がありますときは、出資額に応じて分配をいたします。ただしそれを出資者に分配することのできる額は、その出資額を限度としたしております。それ以外の財産が残つておりますものやどうするかというやうなこと、このことはその解散の場合におきまして、別に法律を作つて国会において御審議を願ひまして、それによつて規定していこう、こういうわけでございます。従いまして残余財産がありましたものを国庫に全部帰属させるのか、あるいはもつとそれを乳業界のために使用するのか、どういふやうなやり方でやるかといふことは、その場合におきましての国会の御審議を仰いできめていく、かような考へております。

私は懸念したわけですが、そういうことにはなりません。

○谷垣政府委員 基金ができますれば、基金の運営に当りまする理事各位あるいはそれと関係いたしております関係官庁といたしまして十分に基金の機能を發揮させるように運営していかれることと思ひますし、また監督官庁といたしてもそういうことを期待いたしておりますわけでありませう。従ひまして基金が十分なる運営をいたしまして、その結果としてだんだんと財産が少くなることもございませうし、あるいは余剰金がそれにつけ加わつてふえるということもございませう。要は基金の目的に沿ひました運営をやつて参りたい、かように考えております。

○石山委員 これは政務次官にお聞きをいたしますが、酪農振興はこの基金のみによるものではない。この基金のみでは非常に少額であるということ、これはお認めいただけると思ひます。いかがでございますか、それは間違ひないですね。酪農振興に關しては、この酪農基金のみでは少額であるし、目的を達することができないのだということは、お認め願へますか。

○本名政府委員 酪農振興対策の全体の予算としては、これは今日の段階においてわれわれはまだ増額したいという考えでおります。しかし財政その他の事情によつて三十三年度は御決定いただいたような予算の範囲にとどまるわけでございます。ただ御指摘の基金といたしましては今日の段階においてこの法律による運営に必要な基金といたしましては不足だとは考えていない。むしろこれによつて基金の運

営は相當の効果をあげていける、このように考えております。

○石山委員 これからおそらく政府のよい指導のもとに酪農振興はどんどん進むだろうというふうに考えておりますが、それが想定されたように進んでいって、需給、流通の部門においてかなりの問題が起きてくるだろうと思ひますが、その場合において一番われわれがとつべきやういのは学校給食の問題でございます。これは一番妙手だと思ひます。今局長から何回も聞きまして、けれども、これ以外の妙手というものはなかなかない。あつちこつち寄せ集めて全体の上にふんわりした形で生活の改善が行われれば、ふんわりした形で生活向上が行われれば、大へんいろいろな問題が起きてくるというふうな意見のように私は聞いておりますが、一番の妙手である学校給食の法制化あるいは学校給食の増額、こういうふうなものに対してあなたは幹部としてどういふふうなお考えを持っておりますか、お聞きしたいのでございませう。

○本名政府委員 先ほど来のお話もございまして、われわれとして諸般の安定対策を検討いたしております。御指摘のように学校給食は相當の多額の国費をもつてやることでありまして同時に、生産者もこれに対する恒久的な支持を希望している、これも当然だと思ひます。そうして御指摘のように妙手の一つであるとも考えております。ただ問題は、日本の牛乳の需要量というものが非常に多いというところにわれわれはこの乳価対策というものを新しく考えていかなければならない。従つ

て支持価格をきめたからそれで安定するということではなくして、生産も需も伸ばしながら、その上に立つて安定策を講じたい。それには学校給食を初めとして、いろいろな方法があると思ひます。これは検討いたしております。その一つとして、私は今度御審議をいただいております基金制度というものは、しいて言へば、まさに妙手の一つであらうとも考えておるわけでございます。自余の妙手につきましては、先ほど局長も申し上げましたように、今後において十分検討をいたしていきたいと考えております。

○石山委員 これは次官に対して私の要望になると思ひますけれども、先ほど局長にも言ひました、乳価の安定対策として、いわゆる支持価格のような格好のものを、やはり農林省としては考える必要があるのではないかと。それから、一つの運動の仕方として、厚生省あるいは文部省、農林省等がそれぞれお話し合ひをなさいます、適確なものといつてもなかなかないでございませうけれども、やはり民間に協力する意味においても、乳製品を多く使うことは食生活の改善にもなるし、国民の体質にも非常に影響するものだというふうなことを、それぞれまとめる必要があると思ふ。それは学問的なことば本でなく、普通一般の家庭にまかれやすいような格好のものをまとめる運動を進めていただかなければ、生産は上つても、使う方がそつぽを向いていっているような格好になると思ひます。次官は大へん若いのでございませうから、私の言ひ分は割合に理解していただけると思ふのですが、この乳製品を多く使うということ

は、われわれの生活をちよつと上げてもらへばいいと思ふ。私はこういうふうなことを、内地の市場を多く開くとか、内地市場を開拓するとかいふような言葉を使つてもいいと思ひますが、まだまだいろいろな面で、ストップとか何とかいふようなことを心配しないでも、どんなに使い得る内地市場はあると思ひます。その内地市場をよくする、食生活をよくするということになりますと、少しく生活向上をするような政策をしていただければ、牛乳が売れないとか、バターが残つたとかいう声はないかと思ふ。これは一つのいやがらせではない。私はほんとにそう思つてゐる。バターをあまり心配しないであらう。気楽にパンに塗るような生活、バターでいため御飯を食べられるような生活、こういうふうなことは、皆さんの政党的幹部の方々がその考え方になれば、私はそう心配なく行われるものだと思う。もとの方がびつたり詰まつて、上に詰めようというても、それはいうところのふん詰まりで、あんなに消化のいい牛乳が、腹にもたれてなかなか消化ができないというのが、今の現象だろうと思ひます。どうぞ通じのよくなるように、一つ施策をしていただければ、牛乳があまり売れないとか何とかいふ心配はないじゃないかと思ひますので、この点大いに要望しておきます。

○中村委員長 午後一時三十分より再開することし、暫時休息いたします。

午後二時七分開議
○中村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際お諮りいたします。三月下旬の異常低温及び雪害による全国的な農業災害について、議員足鹿覺君より發言を求められておりますので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。足鹿覺君。

○足鹿覺君 大へん貴重な時間でありませうので、簡単にお願いを申し上げたいと存するわけでありませう。先ほど鳥取県知事の遠藤さんから来る御陳情がございまして、去る三月の二十八日から三十日にわたつて鳥取県下全域にわたつて、三十センチないし多いところでは五十センチの異常な降雪がありました。引き続いて、氷点下五度、六度という異常な低温が続きましたために、県下全般にわたつて農作物、果樹、また葉タバコ等に甚大な被害を与えたわけでありませう。その被害の実情等につきましては、先刻陳情もありましたし、また実物で果樹の果芽がやられたものについてもごらんをいただきますので、私はこれを省略いたしますが、ただいまも話しましたように、県下で今判明しております被害額が約十億を突破するだろう、まだまだ被害がふえるような状況であるようでありませう。皆さん方からごらんになりますと、十億の被害かという程度にお考えかもしれませんが、貧弱県の鳥取県としましては、農家にとつては非常に致命的なものでありまして、非常に心配をいたしておるような次第であります。聞くところによりますと、昨

午後零時四十五分休憩

日の理事会にもお願いを申し上げました。農林当局も全国的に被害があるようなお話を漏らしに於ておりました。まだ正確な状況はつかんでおられないようでありますが、これはただ単に鳥取県のみのことではなくて、全国にまたがるこの種の被害があるようにも大体推察できるのであります。従いましてこの点につきましても、農林省とされましてもすでに御調査が進行し、相当の資料もつかんでおいてになることと思ひますし、また今後十分御調査をいたしまして、被害の実態がなるべくすみやかに把握され、天災融通法の対象として取り上げられることなどを中心として、各種の被害農家に對するところの対策、また被害を最小限度に食い止めていただく技術上の措置、いろいろお願いをしなければならぬのではなからうかと思ひますが、この点についてあとでもまたいろいろと事情が判明いたしますならば、それぞれ緊急対策の概要についても伺えることは存じますが、まずとりあえずこの事態を申し上げまして、早急に御善処をお願いいたします。かように存ずる次第であります。政府としての御所見をこの際承わらして御善処をお願いしたい、かように存ずる次第であります。幸い本名政務次官もおいでになっておるようでありますので、よろしくお取計らいをいたしたいと思ひますが、この際御所信を承わつておきたいと思ひ次第であります。

す。第一回の概況の報告を現地から受け取りまして、さらにその被害の大きくなるであろうという予想が見られたので、被害をこうむつた農家の方々を初め被害者に対し衷心お見舞い申し上げるとともに、これが対策に万全を期さなければならぬと考えておりますが、ただ第二回目の報告が、これは統計調査部をして調査をさせておりますが、五日に参ります。さらに十日には第三回目の報告、二十五日ごろには最終的な報告がまゝとらうと思ひますが、ただ時間がかかるようでございます。御承知の通り、こういった被害の調査は、被害当時の実情だけでは判断しにくい面もございますので、目を追つて状況をづばに調査しながら対策を立てて参りたいと思ひております。鳥取県を初め、御説の通り特に西日本においてこの被害が大きいということでありまして、その点に特に重点を置いて調査をいたしております。なお天災法の適用につきましても、被害の状況や実情によりまして努めてこれが適用の上、対策の万全を期したい。いづれにいたしましても、詳細な報告を至急逐次取り寄せて対策をとりたいと思ひます。

も差し出してありますように、ナシにしましてもカキにしましても、花芽が相当普通よりもふくらんでおる。そこへ一尺以上の雪が降り、三日間にわたつて氷点下何度という低温が来ましたために、ナシのごときはもうすでにつぼみが相当ふくらんでおられて、よく見ますと中のずいぶん完全にやられてしまつておる。全く処置がないのではなかつたかと案じております。カキのごときは、ただいまも知事が申しましたように、外見はまだつぼみが相当かたいのでありますが、よく見ますと全く乾燥して、枯死状態になっております。そういうような実情でありまして、いろいろと技術上における応急あるいは将来の樹勢を挽回し、将来に備へるためにも、特に技術上における御指導も仰がなければならぬのではないかと、私もいろいろと参りますけれども、痛感を感じておるわけであります。その点も十分御配慮をいただきたく思ひます。特に委員長におかれましては、貴長な時間を委員外発言をお認めいただきまして、非常におりがたく存じます。また被害の実情が全国的にわかりませんので、われわれがいち早く御陳情申し上げ、お願い申し上げておるわけであります。どうか委員会としても大きくこの問題を取り上げていただきまして、すみやかなる適切な措置を講じていただきませう、一そうよろしくお願ひを申し上げます。私の質問なりお願ひを終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

題としたし、質疑を続行いたします。芳賀委員 基金法の内容に入る前に、昨年の秋、牛乳、乳製品需給調整対策についての政府の諮問に対する答申というものが、農林大臣の諮問に答へまして酪農審議会から出されておるわけであります。この審議会の答申内容は、今後のわが国の酪農振興の上においてもある種の具体性を持つておるとわれわれは考えておるわけであります。が、今回の酪農振興基金法の法制化の問題あるいは酪農振興基金の一部改正というふうな問題にもからんでこの答申はなされておるわけでありまして、この答申を政府としてはどのように尊重されて施策に移されておるか、その点をお尋ねいたします。

○谷垣政府委員 今お話しした昨年の酪農審議会からの答申でございますが、これはお手元にその資料が参つておりますので御存じのことかと思ひます。具体的には、種々な点に於ておられます。具体的には、生乳取引の合理化、それから需要増進の問題、さらに酪農振興基金の設置、そのほか設備等の問題、こういう点にわたつて触れておるわけでございますが、これらの答申に對応いたしまして、政府の方でいたしましては必要な部分を算化し、あるいは必要なものの立法化をいたして参つておるわけでありまして、この対策に對します答申を受けまして以来、政府の方でやりました措置をいたしましては、当時の状況から見ても、大いなる中心とした乳製品等の保管、たな上げ、それから一月から実施いたしました学校給食の実施、さらに当時乳業者が経営資金等におきまして困つておりましたのに対する融資のあつせんというふうなものをやつて参つたわけであります。三十三年度の対策といたしましては、引き続きましての学校給食の実施あるいは酪農振興基金の設置、こういうような点につきまして施策を進めて参りたい、かように考えておる次第でございます。

○芳賀委員 実は赤城農林大臣がおれば、当然これは農林大臣の責任において、今後の酪農振興策をどうやるかということも明確にしてもらふべきなんです。が、ソ連の方に行つておるものでこれはやむを得ないと思ひますけれども、この答申の中に盛り込んでおる内容というのは、今回の政府の、単に酪農振興基金法だけを今国会に出すという程度では非常に消極的だと思ひます。先般酪農振興法の改正はどうするかという点に對しては、政府としては今国会に提案する意思はないということが明確になりまして、われわれとしては、そういう政府の熱意のない態度である場合においては、むしろ基金法の審議もこれは考えなければならぬといふふうに思つたのであります。とにかく委員会に付託されておるので基金法の内容についても審議を現在進めておるわけなんです。午前中の委員会においても、酪農基金の設置だけでこの酪農の問題の解決ができるのではないといふことが表明されたわけなんです。問題は、今回の国会の中においては明確に出きていないわけです。このことに

ついでに酪農氏は非常に失望しておると思ふんです。それでありまして、これら各点に対しては具体的にどうするかという点をお述べ願いたいのであります。さらにこの審議会の答申の中に、生産費を低減することによって需要の増大をはからなければならぬという点を述べてあるものであります。が、コストの低減化ということになると、当然生産費の中で相当大きなウェイトを占めるところの飼料の問題ですね。購入飼料の価格の引き下げの問題であるとか、あるいは自給飼料の増産の問題等の対策というものは、これは当然立法化をしなくてもやれる事柄なんです。が、こういう点に対しても何ら具体的な措置が講ぜられていないと考えられるわけです。特にふすまの価格等は、先般お出しになった資料を見ても、大体ふすまの適正価格というものは、われわれは六百円ないし六百五十円程度というふうに考えておるのであります。それが現在八百円くらいになっているという点になると、こういう飼料価格というものが適正価格よりも相当上回って取引が行われておいて、これを全く放置しておることとは、政府としても怠慢であると思ふのです。こういう点に対してはどのような対策を持っておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○本名政府委員 たいだいまお話の通り、私どもは生産から加工、流通消費に至るまでの合理化をはかつて、特に生産の維持と価格と安定を期したいということは当然であります。同時にまたこの法案のみによって、いわゆる基金のみによって事足りると思ひます。ではないということは前回も申し上げた通りであります。ことに酪振法改正を並行して提案して提案し、御審議をいたしたいという気持は当初持つておりましたが、前回も申し上げましたような事情で、今回たゞいままでに間に合つておりません。従つて御指摘のような生産費を初めとしてのいろいろな問題についての御心配があるうと思ひますが、これらについては決して放置いたしているわけではなくして、限られた財源の中から、飼料の対策であるとか、あるいはその他生産費に直接間接に関係のある処置を講じまして、これが目的を達成しようとする努力をいたしているのをごさいます。が、午前も申し上げました通りに、われわれとしては、まだまだ不足でありますけれども、そのことは今後において一そう努力いたしたいと考えております。なお詳細については局長の方から御説明申し上げたいと思ひます。

○谷垣政府委員 答申にありますが、生産費を低減いたしまして、その結果として消費を拡大していくという点でございます。が、もちろん工場におきまして生産費の低減の問題もあるわけでありまして、ただいま御指摘になりましたえさの問題につきまして御説明いたしたいと思ひますが、御存じのように乳牛を飼養いたします中で、購入飼料によりまする分野をできるだけ自給飼料によつてまかなつていくようにいたしたい、こういう考え方で自給飼料あるいは牧草等の栽培の普及指導をいたしてきているわけでありまして、三十三年度におきまして、その点におきましての従来の施策と変りました点は、草地改良、主として牧草地の改良になると思ひますが、今までの野草

地を牧草化する等の草地改良の面におきましては、従来展示施設というようになや方にとどめておりましたものを、今度は正式に事業化をいたしましてやつていくという形に切りかえて参つたわけでございます。大体一億七、八千万の予算で今年度からそういう新しい形にやつて参りたいと考えております。さらに牧草の種子の問題でございます。さらに、牧草の種子に關しましては、従来からやつておりましたような国の原種圃、それから各農家に委託採集をさせまして、そしてそれを供給する、こういうやり方をやるわけでありまして、これに對しまして、國の原種圃あるいは原種圃のもう一つ前の原々種圃と申していかと思ひますが、原種圃に入れますところの牧草を、より確実な形で優秀なものを栽培いたしますような、原々種圃と申します。か、そういう式の圃場で國の種畜牧場の中に増反さしていきたい、かようなことを考へて予算措置をそれぞれ講じておる次第でございます。なお購入飼料の問題につきましては、ことに酪農に關しまする購入飼料の問題点といたしましては、ふすまの問題があらうかと思ひますが、ふすまの問題は昨年に引き比べまして、今年は政府はこれに對しまする供給力を十分にふやして参つて計画を立てておるわけでありまして、さらにそのほかに低質小麦をもちまして、専門にふすま増産のための工場を指定してやつて参るといふようなことを計画し、実際に運転をいたしておるわけでありまして、なおこれらの飼料にとどまらずに、化学飼料と申しますか、たとえば尿素を適切に使つて蛋白質としてのえさの代替に充

てるといふようなものも新しく指導して参つておるわけでございます。ふすまの価格の問題でございます。が、御存じのように、最近におきましてはふすまの価格が若干の値下りを示してきています。このことは政府の方で売り出しますふすまの量、また払い下げまする量をふやして参つておるということ、また民間におきましてふすまの輸入数量がふえて参つておる。それらの事情によりまして現在のふすまの価格は若干先安の状況に推移しております。この状況は当然分統くものと私どもは考へておる次第であります。

○芳賀委員 この購入飼料の場合、せつかく議會で飼料需給安定法というものがあつて——これは昭和二十七年からできたのです。そういう法律の根拠があるのですから、政府は熱意をもつて飼料の価格の調整をはかるといふこととあれば、相当期待に沿つた効果は現われるわけなんです。が、こういう点に對して農林當局は非常になまぬる態度を持つておるとわれわれは見ているのです。何か特別な事情があるわけですか。飼料価格というものを一定の正常の状態に押えるということとは、これはやれることなんだけれども、それをあえて積極的に行かないということには、これは何らかの特殊事情が何かあつてやらないと思ひますが、どういふ理由なんですか。

○谷垣政府委員 ふすま飼料の価格は、飼料需給安定法に基きましてそれぞれ売り出しておるわけでございます。このふすまの問題に關しましては、一昨年の秋からの状況が値が高くなつて参つたのであります。これはあの際におきまして、国内におきましては、そのために粉食の方への進捗が少くなつたということ、それからスエズの問題が惹起いたしまして、そのために海運関係が非常に乱れたというような状況がございました。そのために輸入力海外からのふすまの輸入をはかつたわけでありまして、それに対する十分なる対応ができませんになつて参つたのであります。その後の事情といたしましては、海外の事情も相当違つて参つております。が、かなりの数量を輸入いたしまして、ようやく先安の状況にまで市場の相場を冷やして、かようなことに相なつておるわけでございます。なお現在のえさの価格の状況は、お手元に資料をこの間差し上げたと思ひますが、大体におきましてみな最近におきましては安い形に相なつております。トウモロコシのごときものは、実は数年にない低い価格を示しておる、こういう状況であります。

○芳賀委員 とにかく世界的には農産物が過剩傾向なんです。から、いわゆる外国から飼料等農産物を輸入する場合も、これは漸次廉価な飼料を輸入することは可能なんです。ですから逐年飼料の値下りということが行われるべきにもかかわらず、この表を見ても、たとえば昭和三十年の七月から三十一年の十月までの間は、ふすまに一例をとると、大体六百円の線をたどつておるわけですね。それが三十二年に入つてからずっと上昇しておるということになるわけだけれども、その間スエズ問題等の若干の理由があるとしても、世界的な情勢から見れば、飼料価格というものは、輸入に依存する分について

次に牛乳の取引の改善の要綱なんですが、結局取引の改善ということは、乳価の維持とかあるいは適正化ということに通ずると思うのです。こういう点に対してもあまり積極的な指導とか施策が進んでいないわけです。先日配付されました資料を見ても、地帯別にいって非常に乳価がでこぼこになっていますね。たとえば生乳、飲用牛乳の場合においては宮城県が最低で四十六円、最高は長野県の六十六円ということになって、やはり二十円の差が一升につきある。それから加工原料、原料乳の場合においては、最低が北海道の四十円、それから最高が島根の六十円ということでは原料乳の場合においても一升で二十円の差があるというようなことは、これは地域の情勢とい

○谷垣政府委員 お手元に資料として配付いたしましたものによってごらんを願つてもおわかりのことと思います。が、各地々々の値段に非常に差がございます。もちろん生産費も差がありますし、そのほかに需給の関係というものからくる値段の問題もあるかと思ひます。ごらんになりますように是非

常に違いがございます。従いまして全国で一本の価格というものはなかなか出ないものだと思うのであります。もちろんたとえば、生産費の調査にいたしまして、各地の状況を集めまして、そうして平均して出すというふうなことはできておりますし、可能であります。ただ、それだけでは実情に應じただけのものにはなり得ない、かように考えております。乳価の問題以外の取引の問題につきましては、文書契約の履行でございまして、あるいは共販の態勢を強化させる指導でありますとか、あるいは農協の組織を十分に強めていくやり方でありまして、かようなことを指導して参つてきているわけであります。今後ともにこういう点については、十分なる指導を加えて参りたい、

○谷垣政府委員　今御指摘になりましたような乳価を算定する場合の基準であるいは条件と申しますか、そういうもののをきめたらどうかというお話でございますが、確かにそういうものがきまれば非常にけっこうなことだと存じます。またそういう努力をする必要があるかどうかと思いますが、今何分にも地方におきまする取引の文書化ということ自体が十分にされておらない状況でございます。あるいは文書化をいたしましても、その間に、たとえば期間でありますとか価格算定いたしまする種々の条件でありますとかいうようなもののが、まだまだ十分に整っていない状況でございます。たとえば飲用乳の場合と加工乳の場合と非常に価格差があるわけでございますが、そういう用途別

生産費を基本にした方式もあるでしょうし、あるいは需給価格というものにもウェートを置いて、そしてやや逆算するような方式で生産者価格をそこから算出するとか、幾つかの方式はあると思うのです。そういうものを全然研究しないで、おいて、むずかしい、むずかしいと言ったって、それじゃ何年たつ

たつて具体案ができないじゃないですか。そういうことを検討したことはあるのですか。

○谷垣政府委員　乳価のもとになります生産費調査その他は、御存じのように農林省といたしましたは続けてきておったわけであります。ただこれにいたしましたしても、現実には三十一年までは対象の農家の戸数というものが百戸程度のものであったわけであります。こういう程度のもものでは生産費調査に十分なものとは言えないと思います。そこで三十二年度からはこの対象戸数を千戸近くに引き上げまして、生産費調査が確実なものになるように努めて参つておるわけであります。また各メーカーと生産者との取引の問題にいたしましても、なるほど脂肪の検定は

んとか、そういうことは当然やっ
かなければならぬことなんです。これ
は農林大臣がいらないからやむを得ませ
んが、政務次官としてはこういう点に
対してどういうふうにお考えになつて
おりますか。各地を回つたような場合
には、酪農問題、乳価問題については
どういう演説をやっているか、いかが

ですか。

○本名政府委員 農林省が今日まで努力しなかつたかどうかという御判断はおまかせするといつたにしても、現実の結果から見まして効果を十分に現わすことができなかったことだけは私は率直に認めなければならぬと思います。そのことは実はなまけていたといふことなのか、あるいは新しく特に赤城農林大臣になりましてから酪農振興に力を入れようとしたその構想と申しますか、方針と申しますかこれが非常なまでに強く、しかも広範にわたつたために従来の対策だけではこれが満足するものようなわけには参らないということもあつたりいたしまして、これらのことから今日ただいまの結果から見ますと、御指摘のようなお考えをお持ちに

なるのも無理はないと思います。けれども、先ほども申しましたように、決して漫然といたしておるわけではなく、また局長も答へ申し上げましたように、それぞれ今後において積極的の検討し、さらに充実していきたいという念願であると同時に、ただいまもある面においては、相当積極的に検討いたしまして、近い機会に諮問法を諮って、それぞれの施策についてまた御検討、御批判をいただくようにいたしたい、かように考えております。

○芳賀委員 次に共販態勢の問題なんです。この点については、先般畜産局長から公取委員会と農林省の間において了解点に達した酪農問題の諸点に對しての説明がありまして、それが文書の形で配られておりますが、きょうは公取の事務局長並びに芳賀委員の出席を願っておるわけでありまして、この機会にこの文書の内容に對して、これは今後の法案の審議上非常に重要な資料になりますので、明確にしておいてもらいたいと思う。

そこで委員長にお尋ねしますが、横田公取委員長が退任されて、今度は長沼さんが委員長になったのですが、実は新任委員長にも出席してもらつてこういう酪農問題についての公取の所見等も聞きたかつたのですが、現在まだ御出席がないようですが、今日出席が可能であるかどうか、一応確かめてもらいたいと思います。

○中村委員長 公取委員長は今外に出張を求めて、公取委員長にも酪農の問題に對する勉強を相当しておいてもらわなければいけない点もあります。

○芳賀委員 では次の機会に委員長の出席を求めて、公取委員長にも酪農の問題に對する勉強を相当しておいてもらわなければいけない点もあります。

ら、委員長のことに對しては次の機会に譲ります。

そこで問題が四つ出されておりますが、第一点の公取委員会の委員である芳賀さんの談話の問題につきまして、当農林委員会は昨年決議を行なつております。この内容にも触れておりますので、この芳賀談話で問題になりまして酪農の共販というものは、原則を条件付委託販売でなければならぬという表現に對して、当委員会はそれの誤りがあるというところを指摘したのであります。今回の発表によると、この条件付委託販売というものは共販の原則ではないというふうに改められておるわけですが、これは非常に大事な点だと思つたので、まず農林省にお尋ねしますが、こういう見解の一致は、共販というものは条件付委託販売が原則でないというものであれば、その原則はどういう形かということになるわけなんです。この点に對して明確な御答を願います。

○谷垣政府委員 共販の場合に何が原則かというお話でございますが、無条件で販売を委託する場合もございまいし、あるいはある条件をつける場合もあるかと思つた。どちらの方が原則になるかというところは、別に私の方で積極的な指導はいたしておりましたが、現実の問題といたしましては、大体において出荷先というふうなものはきまつておるわけでございます。あるいは価格等の問題にしまして大体においてきまつておるわけでございます。従いまして条件付、無条件という意識なしに大体は無条件ということになつておるのが実情ではないかと思つた。

○芳賀委員 これは局長率直に言つてもらふと困るのです。共同販売というものはどういふ形が原則であるというところがわからぬというところはないでしょう。少くとも農林省に籍を置いておる以上、あなただつて農協部長もやつたことがあるし、この文書に表わされている点は、条件付委託販売が共販の原則であるとは農林省も公正取引委員も考えておらぬというのだからして、原則は別にあるということになるのじゃないですか。

○谷垣政府委員 この表現の問題は、要するに条件つき委託販売が共販の原則とは考えていないということでございます。それ以外に原則があるかないかということまでは触れていないわけでございます。農協の販売をいたしますような場合に、協同組合の考え方からしまして、あるいは販売をいたします条件をよくするという意味合いからいたしまして、できれば無条件委託販売という形で組合員が組合に委託するというのがこれは望ましいことかと思つた。そうして市場の状況その他の判定を、組合のそれに当りまする当事者がやつていくというところが形といたしましては指導的に考えられておるかと思つた。ただこれは商品の性格にもよるところが多いのでございまして、それでもつて一律にいかどうかということはいふ問題がある。北海道のたとえば雑穀類というふうなもの、これを無条件でそれじゃ委託販売をやれといつて、どの程度に實際にやれるか、これは商品の性格の問題もあるかと思つた。ただ市場で販売いたします場合に、その責任を負わされた者といつたしましては、無条件

販売委託を受けた方がやりやすい、それが全体としてはずつと的確に商機がつかまえられると思つた。ただそういうものは品物の性格あるいは組合員の市場に對する判断等によりまして変わってくるものではないかと思つた。ミルクの場合におきましては、実情は無条件で委託しておるという形の方が多いと思つた。

○芳賀委員 その点は畜産局が高度集約地帯に對して指導要綱を示しておるのですが、それによると共販組合を設立して、その地域の集乳事業等は共販組織を通じて行うべきであるというようないふ具体的な指導を行なつておるわけなんです。ですからそうすると、必ずしも無条件委託ということが大原則ではないとしても、やはり大よそ無条件委託販売というものが主体である、たまに条件付の委託販売も行われるというところで、主と従の関係というものはこれはおのずから判断ができると思つた。ですから原則がないということになれば、主体はどういふ形になるかということになると、やはり協同組合を通じての、いわゆる組合員が組織した協同組合に組織員である組合員が農産物あるいは牛乳の出荷を行なつて最も有利に販売するということに目的があるから、やはり組合と組合員の相互関係というものは共同の行為だと思つた。ですからやはり方向としては無条件委託販売ということが建前になる、この程度の断定はできるでしよう、いかがですか。

○谷垣政府委員 ミルクの場合はほかの商品の場合と少し違ひまして、継続的な行為に對すると思つた。従いまして条件といふ無条件といひまして、一定期間をそういう継続した行為が始まります以前において組合と組合員との間に意思表示があるかと思つたのであります。一たんきまりました場合には、これはその間自由なときに勝手に条件を変えるというわけにはなかなかいきにくい、またそうあつては混乱を生ずる、かようなことになると思つた。従いまして継続した行為でございまして、その委託をいたします当初においては、いろいろな意見が出て参ると思つた。またそういう意見が発表されてしかるべきものだと思います。しかしその委託が始まりましてからの状況といたしましては、これは継続して同一の個所なり何なりへ持つていくということが建前になる、かように考えております。途中で自由に条件を変えておつて、あそこへ持つていくことへ持つていくというやり方は、組合の共販運動の実態、ミルクの実態といたしまして不適当であると考えております。

○芳賀委員 現在は酪農法等の一つの効果といひますか、地域的に共販組合ができて、その地域の中における生産者が組織した協同組合、単位農協ですね、これらが共販組合に加入して、乳業者と生産者の間における乳価交渉のごときもそういう形で現在行われておるわけなんです。ですから個々の牛乳生産者と乳業者との間における直接取引というものは、全然事例がないわけではないが、共販というものを考えてみた場合には、そういうケースはほとんどなくなつてしまふ。そうすると乳価交渉の場合には、共販組合とか協同組合が生産者の立場を代表して、利益を代表して会社側と折衝して有利な

条件で価格をきめる、そしてその期間を定め文書契約によって取引を行うということになるから、どうしても売り先をきめたりあるいは価格を指定したところの条件委託販売というものは、牛乳の場合においてはそれほど必要がないということにすぎないとおもうのです。ですからそのことを公取委員会においても認められて、このよう統一の見解が発表されたというふうに私たちは理解しておるわけでありすが、この点に對しましては芦野さんの御意見はいかがですか。こういう文書がこの間配付になっていますが。

○芦野説明員 たいだいまお読みになりました文書の条件委託販売の件に關しては、ここに書いてある通りで、それから畜産局長がその解釈を述べられました、私も全く畜産局長が述べられたことと同じように考えております。

○芳賀委員 そこで芦野さんにお尋ねしますが、御承知の通り当農林委員会において昨年の四月二十六日に酪農振興対策と私的独占禁止法の運用に關する委員会の決議を行なっております。この中には主として、當時たまたま青森県の三八集約酪農地域の指定問題等をめぐって、これが独禁法違反の事実であるということと審判が開始されておったわけですが、たまたまこのよう

な公取委員会の態度というものは、その根源は農協法あるいは酪農振興法、あるいは独禁法等に對する、公取と農林省当局の解釈等に不一致の点がある。そこに基因しておる面が非常に多いというのを委員会が指摘いたしました。これに對する是正を求める内容の決議が行われたわけでありま

またこの決議の中には、昭和三十一年の十一月七日に、公取委員である芦野談話という形で発表になりました文書の中に、今私が指摘した共販問題に對する部面があるわけでありまして、この点が今回の農林省と公取の了解点の中て是正されたということになるわけですが、この点は公取委員会としては正されたというふうに私は考えておるのですが、もちろん委員会の委員である芦野さんにおかれても、これはその通り表現を今度は是正したということになったと思うわけですが、この点はいかがですか。

○芦野説明員 芳賀委員の仰せの通り、公取委員会としても是正したわけでありま

た。ただこの是正という言葉でありま

すが、これは昨年の御決議にも、誤解を一掃するよう是正することとございまして、昨年やはりこの委員会において申し上げました通り、私の談話は、最初からいわけゆる条件つき委託販売を否定する趣意ではなかったものでありま

すが、そういうふうな誤解されたり、あるいはそういうふうなわざと曲解して、これを利用したというふうな向きもあるように承わつたのでありまして、この機会におきまして、それは誤解であるという点を明らかにいたしましたわけでありま

す。○芳賀委員 次に文書の第二点ですが、これは共販態勢の育成、確立のために、農協または連合会と組合員との間の専属利用契約の締結を促進し云々というところになっておるわけですが、この専属利用契約の締結を促進するといふのは、どういふような意味を持つてゐるのか。

○谷垣政府委員 従来実際のやり方を見ておりますと、法律でいつておりますような形の専属利用契約は、なかなか行われていないと思ひます。従いましてこの法律によりますような専属利用契約というものを、實際に行わしめてい

たらどうか、かように考えておるわけでありま

す。法律でいつております専属利用契約という格好になりま

す。おそれる組合と組合員各個の間に契約させるといふことにならうかと思ひま

す。従来そういう形のものは、形式的にはあまりなかつたように思ひま

す。あるいはその条件であるとかいふようなこと、そういうようなこと、そういうものは今後指導していきたい、こういうわけでありま

す。○芳賀委員 それは先般委員会において問題になりました、たとえば農協法の十九条二項の問題ですね。農協法が示しておる、組合と組合員との間にける専属利用契約、それを現行の形のもので、そういう契約を締結して、強力に共販態勢を進めていく、そういうこととすね。これはいかがですか。

○谷垣政府委員 そういうことでござい

ます。○芳賀委員 そうなると、先般局長も言つた通り、十九条の改正を、たとえ

ば酪農法の改正の場合にやる必要があるといふような意思表示があつたので

すが、そうすると、公取と農林省の見解が一致すれば、専属利用契約等の問題について、現状の規定において十分や

つていけるということになるわけですか。

○谷垣政府委員 御指摘の通りに、法律解釈としてはその通りでござい

ます。ただ酪農地域を指定する場合におきまして、政令その他で基準をきめて

いるわけでありま

す。その際に、ここに組合の共販という形ができてい

るというところを一つ予定をいたして

おります。また中心工場を決定いたす場合、あるいは酪農の指定地域をやりま

おりますので、中心工場にミルクが集まるということになる、かように考えております。

○芳賀委員 それでは法律的には特別の制限とか、規定を設けるわけにはいかぬけれども、行政的には酪農振興法に基いた農林省の当初の方針というものをそのまま堅持して、今後やはり行政的には当初の方針通り進めていく、そういうことなんでしょうか。

○谷垣政府委員 その通りでございます。

○芳賀委員 次に第四点の問題は、青森の三八集約酪農地域の独禁法違反の事件については、今後とも公正取引委員会は農林省と緊密な連絡協議を行なうて、酪農振興に十分な注意を払いながらこれを処理するということがここにうたわれておる。現在まだ三八地区の問題は審判係属中であるというふうな考えですが、どのような協議とか連絡をつけたが、この問題の審判が進んでおるか、この点に対して芳賀委員から経過等について御説明を願います。

○青野説明員 御承知の通り三八問題の雪印乳業事件に対する被疑事件については、昨年の二月審判開始決定をいたしまして、四月でありましたか、第一回の審判を開きまして、特に慎重に委員会が直接審判に当っておりまして、自米何回やりましたか、かれこれ十五、六回公開審判を開きまして、この間に五十九人の関係者を参考人として審判いたしました、このほどやっと参考人の審判を終りまして、いわゆる結審をいたしました。これからその証拠に基いて審決を書く段取りになっております。なおつけ加えて申せば、農

林省と緊密な連絡協議を行うこととし、審決の結論はもとよりこれは私も公取独自の結論でいたさなければならぬことでございますが、しかしいろいろ酪振法ともからみ合っておりまして、これらの精神であるとか、農林省の運用の方針であるとか、これについては十分必要に応じて農林当局の御意見も伺い、その御趣旨も入れて審決する段取りになると思っております。

○芳賀委員 今のお話で大体わかりましたが、もちろん審決は公取の権限で行うことは言うまでもないことですが、行っても、それに至るまでの間、この問題のできた原因とか、いろんなそれに関連した実情というものは、これは酪農問題でありますから、そういう場合には、農林省の立場、あるいは酪振法であるとか、あるいは農協法等の見解とか立脚点というものが、非常に食い違っており、場合によっては、同じ政府機関内部においても不統一というものが生まれるものであるから、そういう点に対しては緊密な連絡とか協議をその過程において尽して、最も公平妥当な結論が出るようにわれわれは期待しております。そこで局長にお尋ねいたしますが、この問題に対して農林省としては、公取委員会に対してどのような連絡とか意見とかを述べて、そのうして農林省の立場を正しく公取のこの問題の処理に反映するように努めておるか、内容についてお述べを願います。

○谷垣政府委員 結審あるいは審決自体は委員会の方でなさることでございますが、ただ当時の事情でございますか、あるいは酪振法の解釈とかいいうような問題は、随時こちらからも参

り、あるいは向うの係官等もおいでを願ひ、こちらの事情を御説明申し上げて、向うから御質問があればそれに答えする、こういうことでございます。○芳賀委員 もう少し具体的に、どういふところに問題があつて、その問題についてはどういふような意見を述べたとか、そういうことをもう少し明らかにしていただくと、ただ連絡したとか、話し合ひをしましたと言つても、内容がわからぬのです。

○谷垣政府委員 先ほど米御説明いたしておりますお手元に配っておりますように了解をとつてきておるわけでありまして、これらのものを一つの問題として、両方で協議をいたしておつたわけでありまして。あといろいろの調査は向うでなさいます。その経過につきまして、これはどういふふうな意味で農林省がやられるか、そういうような点につきまして連絡をいたしておる、かようなことでございます。○芳賀委員 どうも内容が不十分ですが、それじゃ審判中に農林省として、あるいは証人とか参考人というふうな形で出席して、農林省の見解を正式にそういう場所述べられたということはないですか。

○谷垣政府委員 農林省の担当官が委員会にも参りまして、これはたしか正式の参考人と申しますか、証人と申しますか、そういう形になって出席してやっております。そのほかのことは別に正式な委員会の審決の内容として、そこに召喚されてどういふ形のものではございません。○芳賀委員 大体わかりました。それじゃ公取の関係はきょうはこれでけっこうであります。

法案の内容について二、三お伺ひしておきますが、第一の点は、基金法の一番のねらいはたとえは乳業者の場合、どの階層に重点を置いてこの法律を運用しようとしておるか、その点。○谷垣政府委員 法律の運用の問題といたしましては、やはり資金の需要があまりあるが、それに対する信用が手薄であるというふうな事情、その他の事情から考えまして、中小企業でありますとかいふものが運用上の重点になり、かように考えております。法律上形式上におきます重点という形にはなりません。運用上は当然そういうことになるかと思ひます。

○芳賀委員 これは第八條にも出ておりますが、一、二、三号にわけて大メーカーあるいは中小メーカー並びに乳業を行う協同組合という形になっております。結局この基金制度ができて出資者に債務保証を行うということになるわけですから、その業務の運用上から見ると、債務保証を行なつて、信用の度合いがこの出資者に高まつて、そうして金融等の措置が順調に講ぜられて、企業が円滑化するということが一番のねらいだと思ひますから、これは弱体化しておるところのメーカーとか、乳業を行うところの協同組合等に重点を置くということは当然なことになると思ひます。それでこの基金の業務の内容等を見ると、非常に幅が広過ぎて、重点がどこにあるかちよつとわからないのです。ですから開口だけを広げるというのめつけようであります。制度上から見た場合に、最も重点をどこへ置くかということが明確になつていないと、せっかく基金制度ができて期待に沿つたような運営と

か成果が上らぬと思うのです。その点が業務の内容等についてまだ明確になつていないので、その辺の内容をももう少し詳しくお述べを願ひたい。

○谷垣政府委員 この基金の重要な働きを期待いたしております一番の重点は、生産と需要との間に均衡が破れたような場合、従ひまして具体的に乳製品等の市場が悪くて、ある程度滞貨を持たざるを得ないようになっておるような時期が、納入価格の切り下げという形になつて農民の方にも影響が出てくるわけでございます。さうな場合に、この基金が十分なる働きをするように期待をいたしておるわけであり

ます。従ひましてそういう際に十分な働きのできるような運営をいたしていかねければならぬ、かように考えております。また大カシラ練乳の免税廃止等の問題が出ておりますし、また事実中小企業の方では大カシラ練乳の製造設備を改良したり、あるいは他の装置に切りかえたりする経費が必要でございます。従ひましてその設備資金も重点的に考える必要がある、かように考えております。運営の重点はさういふことになつておると思ひます。ただ平常から全然さういふ資金が要らないという筋のものではございませんので、平常の場合の資金の融資等の債務保証にも利用することがあるかと思ひますが、ただ基金本来の性格は、冒頭に申し上げましたようなところが重点になつて参りますので、十分それに相対するだけの余力をたくわえておく必要がある、かように考えております。○芳賀委員 そうすると大別して、不況の条件が生じた場合の基金の役割が一つと、それから通常の需給面の正常

る資金運用上支障を来たしたと思ふのである。

○谷垣政府委員 全体といたしましての特殊農協の系統金融利用度がどのくらいになるかという問題、これはあるいは経済局の方でそういう数字を持つておるかもしれませんが、酪農だけに關しましては、まだ私たちの方で全体的な数字を持つておりません。ゲースバイ・ケースで問題を考える以外にはないと思ひますが、系統金融はたとえ地方によつて違ふわけでありますが、総合農協等の關係その他で、信連等に對します利用が非常に高い特殊農協もございます。しかし必ずしもそれだけではない状況でございますので、それぞれの具体的な場合によつて考える必要があるのではないかと。これはかなり県のそれぞれの間事情等によつて違ふ状況を呈しております。

○芳賀委員 これは特殊農協の場合でも、県の信連とか販連とかそういう典

協の連合会に当然加入しておられるのです。ですからほとんど大部分が加入しておるといふことになる、系統を通じたところの資金の融通とか、運搬資金も入りますが、あるいはまたえきや何かの取扱ひ等についても、系統利用というものが現実の問題として相当行われておるといふことになれば、これはやはり系統内において処理できる問題が非常に多いのじゃないかと思うのです。その連合会等に対する加入の度合いは非常に少く、系統以外の金融機関に依存したり、あるいは取引しなければならぬという実情であれば、これは今の段階においては基金で考えるというよりも、そういう実態を全然把握していないで、生産者団体と基金の結びつきをどうするということは、これはいささか粗雑な点があると思うのです。

○谷垣政府委員 この系統金融を利用するのは当然だと考えております。これは債務保証ですから、どうせどこからか金を借りなければならぬ。組合が特殊組合であろうと総合農協であろうと、とにかくできるだけ系統金融を利用していく。これは当然なことだと思ひます。ただそれだけで不十分な場合が生じているわけでありまして、それに對しましての債務保証を考えていく。あるいは系統金融自体におきましては債務保証の必要があるわけでありまして、それは開拓金融でありますとか、そのほかの金融も債務保証があるわけでありまして、そういう意味でこれが許されている、かように考えております。

もまかなえるということが望ましい形なんです。系統内部で全く信用を失つて、系統以外の資金に依存しなければならぬ、それも系統からも信用されないから系統外の機関からはさらに信用がない、そこで債務保証を受けて金を借りなければならぬ、こういう事態になると、これらの協同組合はほぼどの不信組合ということなるわけです。そういう組合あるいは非常に劣悪な中小メーカーが、この基金制度ができたことだけによって実際に信用度がどの程度高まるかというところは研究してあります。

○谷垣政府委員 これができましてどの程度信用力が高まるという試算はまだやっております。ただ現実の問題といたしまして、酪農をやっている組合、またはそういう地帯が非常に経済力の豊かな地方のみとは限らないというのが実情であります。組合自体の問題といたしましてそういうことがあると思ひます。これもまた現実問題ではございますが、系統組合の中で信用がある、ないということがあります。現実問題としては感情論その他のためになかなか融資のできない場合もあるかと思ひます。そういういろいろな場合が現実問題として生じております。

○芳賀委員 委員長に申し上げますが、この点については経済局長に出席してもらつて、系統に所屬している特殊農協に対する取扱ひ問題を検討する必要がありますかと思ひます。さらにお尋ねしますが、乳業者に対する必要な設備の新設または改良に要する資金ですが、これはどの程度のもを言つておられるのですか。

りますのは、どの程度ということと言つてないわけでありまして、当面運用の問題といたしましては、大カシ練乳問題から考えておりますので、事実大カシ練乳の生産はかなり減つてきておりますが、その設備を転換する、あるいは新しいそれにかわる施設を作る、こういうものが重点にならざるを得ない。あとは資金量によりまして判定をしていく、かようなことになっております。

○芳賀委員 そういたしますと、大カシ練乳の製造施設の転換については、この二十九条一号のロで示したこの資金の保証を行うということになるわけですね。それ以外のものについては、設備の新設とか改良に対する資金は対象にしないということですか。

○谷垣政府委員 大カシ練乳の改裝施設だけを見ても、この趣旨で申し上げておるわけではございません。ほかの施設も見ます。見ますと資金の問題もございまして、当初考えておりますのが、大カシ五億といたしますれば、やはりそれによる制限がございまして、単に大カシ練乳だけを考へておられるのではない。現在いろいろ言つておりますのは、中小企業の方でも総合工場的なものを作りたいという計画を持つております。こういうものも当然単に大カシ練乳だけの問題ではございまして、一つの対象として考へていひのじやないか、かように考へております。

○芳賀委員 それは中小企業に対しては設備の新設または改良に対する資金も対象にする、そういう範囲ですね。大メーカーに対しては対象にしないのですか。

と云う考え方ではございません。資金の限度もございまして、実際の問題としてどういふふうにするか考へなければならぬと思ひますが、今頭の中で考へられております点は、当然そういう要求が出てくるものと考えられます。先ほど来申し上げたものでございまして、大メーカーのものを排撃するとかいふことを言つておるのではありません。問題は保証料の問題もございまして、果して大メーカーが保証料をつけてこいふものを要求するかどうか、これも実際やつてみなければわかりません。

○芳賀委員 それは大メーカーを排撃しないというが、おそらく対象にならぬというのですか。

○谷垣政府委員 これはやつてみないとわからないと思つておりますが、大メーカーの場合におきます設備資金は、ほかから融資を受ける可能性が非常に多いのではないかと考へております。保証料をつけてこの金を利用する度合いは少いのではないかと、かように考へておるわけでありまして、決してそういう要求があつた場合に、それを拒否するということではございません。實際問題としての要望が少いのではないかと、かように考へております。

○芳賀委員 ですから開口が広過ぎるのですよ、これは。先ほど局長の言つたように、大カシ練乳製造の施設転換に要する資金なら資金ということに限定していくとすれば、それでもうつきりするし、それから合理化を進める場合の設備が劣悪な中小企業等に対しては、設備改善のための資金を対象にするとか、その限界というものは明らかにしなければ、大メーカーは対象に

しないわけじゃないといつても、その限度というものが明らかにならぬと、不安がそこに生ずると思つておられます。よく然とした根拠であれもそうだけれども、そうだと云ふことになれば、開口だけ広がつて結局その運営に支障が来たすといふことになるのです。

○谷垣政府委員 この問題は、先ほど申し上げましたように、設備資金の問題は運轉資金の分野にどういふふうに見るかということ、何といひましても運轉資金に對します債務保証がこの基金の重点になるわけでありまして、それに支障のない限度の金額というものは、余裕がどのくらいあるかということから設備資金を考へなければならぬ、かように考へております。従ひましてその中でそれを優先順位に持つてくるかということになりますと、先ほど来申し上げておりますように、大カシ練乳の免稅措置撤廃のことから考へておりますこともございまして、そういう切りかえのものが優先順位としては高い順位になるのじやないか。表からずつとつていって、そうして資金ワケが一ぱいになつてしまえばそれでなくなつちゃうわけですから、優先順位としてはそういうことになる、こ

ういふことでございまして。

○芳賀委員 だからその資格に条件を加えればよいと思つておるのです。たとえば出資者であつても資本金が何千万円以内とか何とか、そういう特に大とか中といふことを規定づける必要はないのですね。とにかく経営力の弱い、合理化の進んでおらない企業等に対して、この設備資金を出すといふことになれば、その資格条件といふものはやはり明らかにしておく必要がある

と思うのです。たとえばこれは法律にうたわれないとしても、その業務運営の方法等にそういうものを規定するか、きちんとしたものがなければこれは運営できないと思うのです。いかがですか。

○谷垣政府委員 これはおそらく基金ができてから出発の当初においてそういう方針を明確にいたす必要があると思います。これは私たちの方だけで済めるわけには参りませんから、実際の基金運営に当ります諸君が、知恵を出してきめていくということになるわけでありま。

○芳賀委員 これは八方美人的に全部に絶たのうまくやりますなんて言ったってできないんですからね。だから限界をなるべく整理して、こういう点に重点を置いた場合において乳業界の全体の安定度合いが高まる、あるいは取引の改善ができるというところにあると、大メーカーの場合だって、中小メーカーが不況条件のもとで経営が困難になつて製品の投げ売りとか何とかやるような事態が来れば、やはり大メーカーの経営に直ちにひびいていくし、またそれが生産者側から見れば乳価暴落の一つの原因になるわけですから、ですから好ましくない条件を包蔵している弱い層に対して強いてこれをやるというのがこの基金制度の本旨だと思ふ。ですからそういう場合においても、設備資金の対象の分野についてもやはり明確に規定づけを行なつて進むのが当然じゃないかと思ふ。特に先ほどのお話では、三十億のうち五億だけが設備投資の面に考へられていることになると、もうこれはいささかのもの

ですからね。当然その内容を限定する必要が出てくると思うのですが、そういう点を明確にする御意思はないのですか。

○谷垣政府委員 先ほど申し上げておりますように基金の運営の重点は運転資金だと思ひます。設備資金につきましても大カシ練乳の改裝施設その他が重点になることと思ひます。ただほかのところを全部排除するというわけではございませんが、重点的に見るという格好になりますと、そういうことになる。

○芳賀委員 そうなると結局運転資金に重点を置くということになれば、牛乳の購入に要する資金その他経営に必要な資金というものが重点を置くということになるですね。

○谷垣政府委員 二十九条の一項のイと二項とあるのは三項、こういうところが運転資金の分野に当ると思ひます。

○芳賀委員 ですから繰り返して指摘しているように、メーカー側と生産者と両方に融通できるようなことをあなたちは考へているのですが、二十九条の三項の場合は生産者団体が乳代の立てかえ払いを団体の会員が行う場合においても基金の対象になるということについて、一方においてメーカー側に対しては牛乳の購入に要する資金に対してはこれはやはり対象になるということをいっている。これがどちらかに明らかになつていけば乳代の支払というものは順調にいくと思ふのですが、どうなんですか。

○谷垣政府委員 一つのケースに二重払いという二重に保証するという意味ではございません。ただ乳業者の方

でそういうことのやれないような事情になつてくる場合、こういう場合生産者の方に対して債務保証をする、こういうことを申し上げているのであります。

○芳賀委員 乳業者が乳業代金を生産者に払えない場合においては、これは基金の対象になるのです。それで裏づけをしてやれば牛乳代金というものは生産者に支払いが可能になるのです。ですから乳業者なら乳業者に對して牛乳の購入代金の確保の道も講じてやれば生産者団体に對して立てかえ払いの道を講じてやるといふ必要はないと思ふ。二重払いということをお私にいつているのではない。

○谷垣政府委員 いろいろな場合があるのはあるかと思ひます。二重払いをやるといふ趣旨ではない、これははっきりしておるわけでありま。牛乳の生産をしてそれをメーカーに出します場合、返払いが起きたりあるいは乳代の支払いがなかったりするような場合が起き得るわけでありま。そういう場合は生産者についてでありまが、乳業者が対して牛乳の購入資金の債務保証をする、これがもちろん主体になつておるわけでありま、それだけではカバーできない場合があり得るわけでありま。

○芳賀委員 乳業者の乳代の支払いが困難な事態ということになれば、製品がストックして、それによつて乳代の支払い困難というような事態ができるわけだ。ですからそこに借入金と云ふものが行われれば、乳代の支払いが円滑になるといふことになるのです。そうすれば、生産者団体が乳代の立てかえ払いを基金に依存してやると

いう事態は解消するのではないか。乳業者が、基金の力を借りても乳代の支払いをすることが不可能である、それで生産者団体が基金に依存して生産者に乳代の支払いをするというふうな事態は最悪の事態であつて、生産者団体は乳業者から乳代の支払いを受ける可能性がなくなつたような事態にしかならないわけだ。ですからそういう困難な事態にならない前に、この基金制度というものは救済することになるわけだ。だから生産者団体に乳代の立てかえ払い等をやらせるようなことは、なかるべきだと思ふのです。

○谷垣政府委員 乳代の立てかえ払いをやらなくて済むということになればけっこうであります。ただ生産者の方がいづれメーカーの方から代金の支払いがくるのを当然だ——経済の原則からは当然であります、そういう事態が生じました場合に、生産者としては乳代を待つてやるといふ形において、逆に強い立場が生産者に与えられるというところもあり得るわけでありま。原料を提供する者が仕掛品の代払いを少し待つてやる、そうすれば当然生産者の方の発音がその後においては強くなつていくことが考へられるわけでありま。その場合、そういう運用もまたこれによつて可能になると考へております。

○芳賀委員 そういう安易なやり方で、常時運轉資金と稱して乳代問題だけにこれが片寄つていつた場合においては、債務保証による基金制度というものは全く効をなさないです。平常の取引の場合においても基金が発動しなければ取引ができないような事態を、むしろ基金制度を設けることに

よつて作るようなことになるのです。これはやつてみなければわからぬのです。が、問題が非常に出てくると思ふのです。だから生産者に債務の重圧がだんだん転嫁されるようなことを防いで、やはり乳代の支払い等に對してはあくまでもメーカーの責任においてやらなければいかぬ。それが困難なような場合においては、基金から裏づけをしてやるといふことであつて初めていいわけだ。それをやることが生産者団体の発言権も高まるなどということになると、債権者、債務者の力関係みたいなことになつて、好ましい姿ではないと思ふのです。しかもこの生産者団体というものが大部分が系統に所属しておるといふことになれば、出荷した乳代に對するそれに見合った融資というものは、これは系統内において運轉資金は常に流れてきていて、それでもできないというところになると、これは特殊な組合以外にしかなく、いふことになつてくるわけだ。むしろ特約組合的なものがこういうことになるかもしれないが、いかがですか。

○谷垣政府委員 その点は十分に戒心を要して運用していかなければならぬかと思ひます。これは系統金融をやつてその上の債務保証でありますから、これでもって系統金融を除外する、そういうことではないと思ひます。ただ御指摘のところは、十分に注意をして運用いたしていく必要があるかと思ひます。

○芳賀委員 系統関係は経済局長が来たらお尋ねしますが、さらにお尋ねしたい点は、この業務の内容が単に債務保証だけに尽きておるわけなんです。

基金の中にはこういう性格のものもあり、法律の当初にもうたつた通り、牛乳の取引関係の改善とかあるいは需給の安定とか、乳価の安定という全体の連動のものがこの基金の一つの性格であるとするは、これは単に債務保証だけに尽きればよいということではないと思うのです。業務の内容といふものをもう少し拡大して融資的な業務をやれるようなことにした方が基金制度というものが生産者からもあるいはいうところの大メーカーからも支持されるようなことになると思うのです。

○谷垣政府委員 今基金の業務をこれ以上に広げることが考えておりません。

○芳賀委員 たとえば酪農法の改正でも同時にやって完壁を期するという話はわかりませんが、酪農法の改正はできないということになると、酪農法に期待しておいたような諸点について、できればこの基金制度の中において補っていくという思想も一つは生まれてくるわけでありまして、ですからそういう場合に、たとえば飲用牛乳の場合とか、乳製品の需要の拡大等に対するそれに付帯した事項等についても、この基金が業務として取り上げてやるようなことになれば、非常に積極的な基金の内容になるのではないかと思うわけなんです。

○谷垣政府委員 基金の業務を消費増大のところに向けるかどうかという問題でございますが、基金の性格からいいますと、少し幅が出過ぎる感じがいたします。ただ基金の目的がそういう意味の需給の不均衡という場合の働きを期待しておることが重点になるわけ

あります。そういう事態がなければ、これまた一つつけこうなことでござい。また政府の方としましては、この業務の内容を現在のこの案でいきなり、かように考えております。

○芳賀委員 こういう債務保証だけの基金制度もあるが、しかしそれ以外の幅を持った基金の制度というのは他に幾つもありますから、不況条件とか、需給の不安定とか、そういう好ましくないような現象が現われて基金が活動する。むしろその活動する以前にこれを防止したり何かするようないくつかの行動とか、運動とか、そういうような付随した、むしろ先行したような仕事がこの基金の中で業務としてやるということになれば、これは非常にいいんじゃないかと私は考えておるのですが、何も出した法律の原案を固執するというようなこともないのですから、私の言うのがないいい案であれば、これは別にあなたが賛成したからといって差しかえないと思うのです。

○谷垣政府委員 基金の目標としておりますような事態がこないようにさせるということ、これは大きく言えば基金の機能、目的としておりますことに沿うゆえんのものであらうと思ひます。ただこの現在の基金でそこまでやるかという点、ちよつとやれないだらうと思ひます。

○芳賀委員 それは十分なことではないと思ひますし、それから基金本来の使命からいって別の方に重点を移すというわけにはいかぬですから。たとえば基金を運営する上の運用益等も出るし、そういうものはこのままでいいから、それを今度は積み立てておいて基金に繰り入れるということにしかならぬわけですね。ですからそういう運用益とかあるいは業務の一端として本来の業務が支障のない範囲内においてそういうことも可能であるということになれば、むしろいいんじゃないかというふうに考えられるわけなんです。

○谷垣政府委員 そういふふうになりますれば、基金の一つの機能が拡大された形になりまして、終局的には基金の目的と大体同じ目的の機能が出る、こういうことになるかと思ひます。

○芳賀委員 次に問題を移して役員を選任の形式なんです、これは農林大臣が選任するということになっていまして、もう少しこれに民主的な性格を与えようという選任方法はとれないものでしょうか。

○谷垣政府委員 これは基金の組成が大企業あり、中小企業あり、あるいは生産者の団体ありというふうに相当に広いわけでございます。またそれぞれ立場があるわけでございます。またこういうふうな政府の出資をいたしております機関につきましては、それぞれの所管大臣が理事の任命をするというふうなことが一つの例になつておるわけでありまして、従いましてそういうやり方で十分に公正妥協な選任をやっていくことが可能である、かように考えております。

○芳賀委員 そこでこの役員の問題ですが、通例からいいますと、法律を審議するところには、たとえば理事長とか理事とか監事の人事の内定ぐらいは行われておると思ひますが、この基金の場合においては、農林大臣は不在ですが、役員の人選等に対して内部的にどの程度に進んでおりますか。これはあ

なたより政務次官の方がいいでしょうが……

○谷垣政府委員 まだそれぞれの出資その他の状況も確定いたしておりません。従いまして人選等はまだ進めておりません。

○芳賀委員 経済局長が出席したようですから、経済局長にお尋ねしますが、本法の第二十九条、これは業務を規定したところなんです、二十九条の規定の中で生産者団体に対する基金の発動の点が出ておるわけなんです。その場合生産者団体というのは、御承知の通りほとんどが協同組合でありまして、これを分類すると総合農協並びに特殊農協が生産者団体になるわけなんです。この政府案からいいますと、生産者団体である協同組合に対して、基金が牛乳の販売代金の立てかえ払いをやるとか、あるいは牛乳の生産に要する資金の貸付を行うための行為をやるとか、そういうことが規定されておるわけなんです。そこでお尋ねしたい点は、協同組合の場合には、たとえば酪農業のような特殊組合の場合でも、これはほとんど府県の信連とかあるいは販連等に加入しておるというふうになつておるわけなんです。どの程度この酪農関係の特殊農協が系統の連合会等に加入しておるか、その内容を聞かしてもらいたい。

○渡部(伍)政府委員 ただいま正確な資料を持っておりませんので、数字的に御説明申すことはできませんが、私の記憶では、連合会には相当部分が入つておる、こういうふうには承知いたしております。

○芳賀委員 相当部分というのはわからないのです。畜産局長も相当入つておると思ふという程度で、どのぐらい

の特殊農協があつて、その特殊農協が何十パーセントぐらい系統に加入しておるか、そういう状態が両局長とも全く不勉強なんです。

○渡部(伍)政府委員 私問題を承知せずに出てきたものですから、これはすぐ調べて御報告いたします。

○芳賀委員 いやその点はあとでいいですが、そこで系統機関に加入している特殊農協の場合、団体の組合員であるところの農民に対する牛乳の生産に要する資金の貸し出し等は、この系統を通じて円滑に行われてしかるべきなんです。それができないような事態があつて、この基金に依存して系統機関以外の銀行や金融機関から基金の債務保証を受けて条件の悪い資金を借りなければならぬというふうな事態は、そうあり得ないと思ふのですが、そういう内容についてはいかがですか。

○渡部(伍)政府委員 私も員外から金を借りる必要はそうない、こういうふうには考えております。

○芳賀委員 ここに問題があるわけなんです。もう一つは、この基金の内容は、経済局長もごらんになればわかるのですが、乳代の支払いの場合、二つの方法がこの基金の中に出ておるわけなんです。たとえばメーカー側が生産者に対して乳代の支払いを自分の力で円滑にやれないという場合には、基金に依存して乳代支払いに必要な資金の借り入れができるということになるわけですね。それが完全に行われれば、乳代の支払いというものが生産者に対しては行われるということになるわけなんです。ところが一方においては、生産者団体がメーカーにかわつて乳代の立

てかえ払いをするために、基金の保証を受けて、そうして金融機関から金を借りて支払いをするということもできるということになっておるわけですが、ですからこれは協同組合関係とかあるいは生産者団体の側から見れば、当然その乳代支払いの義務を持つておるところのメーカー側に支払いの裏づけをさせてやって、完全な乳代支払いをできるように処置が行われれば、生産者団体があえて基金の力を借りて立てかえ払いまでしなればならぬという事態は起きなくて済むのではないかと、いふに考えておるわけですが、これは結局は協同組合関係の系統の中金とか信連が特殊農協に対して冷淡な差別的な扱いをするということになれば、その系統以外からの融資を受けなければならぬということにもなるが、しかし農協法に根拠を置いて特別の使命を持った協同組合が連合会等に加わっている場合においても、同じような扱いをするのは至当だと思ふわけです。ですからこの間に特殊農協等に対する扱い等に対しては差別があるのではないかと、いふふうにも考えられるのですが、そういう点に対してはどういう判断をしておられるのですか。

○渡部(伍)政府委員 お話のように、乳代の支払いがしっかりしておれば、それで事足りるのであります。しかしこの取引の状況におきましては、ここで予想しておることは、普通の場合でなくて何らかの原因によって困難を来したした場合にこういう方法もあけておいた方がいいのではないかと、いうことで、この規定があると私は考えておるのであります。これは現在でも系統組織であるから、系統の金は当然貸すべ

きだという建前ではありますけれども、必ずしも事業の成績がうまくいってない、あるいは事業の将来について安心を持ちたいというために、県によつて信用保証協会というものを作つて、保証をしておるところもあるわけでありまして、このことはわれわれの中

でも、そういうものは系統利用の精神に反するから作るべからずという強い意見をなす者もあるし、農林省といったしましては、それを奨励はしないが、そうかといつてそういう信用保証協会を禁止の命令までは出しておられないのが実情であります。従ひまして、その程度に類する保証というものはなしでもいいじゃないか、なしにして系統利用をもっと強化したいいいじゃないか、という説も出ると思ひますけれども、そういうものがあつても悪くはないじゃないか、こういうふうにかへるの

○芳賀委員 特殊農協が連合会等に加へて、しかもその地域が共販体制をとれるような場合は、乳代というものは直接生産者に支払いを行うのではなくて、通例は信連とか販連に対して乳業会社が一括支払いをするような形式でこの乳代が流れてくるわけです。そういうことになれば、ある程度の期間、直接乳業者からの乳代の支払いが季節的には遅延するようになつてあつても、系統利用が行われておる場合においては、別に生産者団体が特別の措置を講じて乳代の立てかえ払いをしなればならぬという事態にはならないと思ふのです。ですからこういう点はやはり農林省として、特殊農協等に対しても十分な協同組合の系統内の組織であるという認識を高めて、適正な指導

を行なつていけば、乳代の問題あるいは飼料の購入資金等の問題に対しては、基金に依存しなければならぬというふうな最悪の事態は生じなくて済むのではないかと、思ふ。そういうことを進めるお考えはないのですか。

○渡部(伍)政府委員 この点は、たとえば米麦等は系統の利用率が非常に高いと思ひますが、その他のものについては、系統の利用というものは必ずしも三段利用が徹底してないので、またこれを徹底することは現在の段階で可能かどうかという問題もあるものであります。上級機関が系統利用を強化するということになつて、全部引き受けてくれるかどうかという問題になります。

と、必ずしもそれまでの体制ができてないといふようなありさま、これはひとりで乳だけでなくて、たとえば全販が扱つております生鮮食品につきましても、系統の利用率が、県の連合会を通じて中央卸売市場の丸Aに出荷しておるものはほんのわずかであります。直接単位組合から全販たる丸Aに販売を委託するものが相当ある。あるいは野菜の場合であれば全然任意の出荷組合が全販に出荷委託をする、こういうふうなのが全販の取扱ひの中では半額以上ある。こういうふうな実情でありまして、公式的な三段の系統利用といふことを非常に強くいふと、かへつて現在の状況では不便を生ずることがあるといふことも考えられるのであります。しかし建前といたしましては、私どもの考えでは、もし三段をそのまま通じないにしても、出荷の調整なり、共販の強化のために、段階の利用といふものは当然考えなければならぬ。現物をそれぞれの帳簿を通し

て、三段を通じておつたのでは手数料もかかる、いろいろな不便も出てくるだろうから、出荷は直接単位組合から乳の処理業者に出す。しかしその販売方法等については、中央機関が統制をしていく、こういうことをやるべきではないか、こういうことを打ち出しておるのであります。そういう点から考えますと、こういう制度があつても悪くはない、こういうふうにかへるわけでありまして。

○久保田(豊)委員 関連して、経済局長にお尋ねしますが、今も乳代の立てかえ払いの問題その他について問題が出ておるわけですが、ただこれは酪農の問題だけでなく、最近の農業が大体において非常に商品化してきた、しかも市場の条件が非常に変わつてきている、あるいは流通条件というものが相当変わつてきているという段階において、いつも特殊農協と一般農協の問題が、中央でも問題になるが、地方の現地で問題になる。これは私はさしあたり問題としては、今までの農林省の農協に対する指導政策というものが二途に出てゐる。一つはいわゆる整段段階的な指導であつて、さつぱらに、いへば、米を扱い、肥料も扱い、その米の代金をむりにきづけて、預金として預かつて、これでとにかくとし

も出るようにやれ、あまりほかのものに手を出してはいかぬという総合農協に対する指導が、ドッジ・ライン以来今日まで、ある意味において一貫してきている。そのために御承知の通り、ある程度農協も堅実化してきたことも事実です。ところが片方において、そういう指導が非常に強く行われていて、ところが農林関係の商品化が非常

に進んできて、しかも流通条件が変わつてきているから、ある意味においては危険があるけれども、何とかしなければ農民の要求は満足できないという場合が多い。ところがそれは片方において、総合農協に対しては今のような指導が行われてゐる。片方においては、それでは農民が満足できないといふことで、やろうとしても総合農協でやれないという点がある。従つて全体的に、非常にこういう問題については、新しい、流通取引の問題については、総合農協は系統的に非常に弱い、そういうものろしてゐる、やれない、しかもあふないからやるといふ。農林省はどうであれ、県あたりが監査に来てやつてごらんない。監査に来て、そういう点のはつきり出てくる。新しい仕事をやつては、必ず小言を言われる。しかも役人的な感覚で、これはどうだ、これはどうだと言われる。そうして小言を言われると、いやだといつてやらなくなる。それでは農民の要求は満足させることができない。そこで農民は自然発生的に、いわゆる任意農協みたいなものが、しかもそれが、だんだんとやつて特殊農協みたいな格好になつてやる。ところがこの方に対してははつきりした指導方針も、あるいはたとえば、金融の裏づけは何もない。ですからうまいつてゐるうちはいいが、へたに失敗すれば、末端の農民はこれでバアです。こういう関係が非常に切つてゐる。私はこれは一貫して、農林省としては、少くともそういう新しい農協の態勢、これに底じた農協に対する——特殊農協その他を含め

て、組織の面においても運営の面にお

いても、あるいは事業の面においても、これをはっきり割り切るべき段階が来ている。再検討すべき段階が来ている。そういう問題がはつきり割り切れないから、さっきみたいに、畜産局長が言われたように、現地においてはいわゆる酪農協あたりがいろいろやる。そうすると片方では、資金はどうかというところ、導入資金は総合農協を通じてなければ来ない。ところが乳代はそこへ回ってこない。乳代が回ってこなければ、農民からいうと、乳代は総合農協を通ずれば押えられて、毎日の生活費なり運転資金に困るから、あつちへやっつけては困るのだという問題が出てくる。特にその点は畜産部面において相当シリアスに出てきておる。畜産局長が言われるように、現実にはこういう問題があるのだから、それに対処しなければならぬという気持はよくわかる。しかしこれはこれだけで放っておいてはいかぬ問題である。農林省は少くとも、そういう点については経済局は経済局、畜産局は畜産局、各局はばらばらだ。たとえば大きな中央農協にしましても、中金なり、公庫なり、あるいは販連なり、購連なりの方針がそれぞれ別個に動いておる。こういう態勢がもつとひどくなれば、これはほとんど農協政策としては意味を失ってしまう。この点は今すぐここで結論を出せとは私は申しません。現実ですら問題になっておるのですから、あらゆる面からこの問題を真剣に取り上げて御検討になる時期にきておると思うが、こういう点について、先だってこの問題についてはあなたの方の協同組合課長にもいろいろ問題を出して話してみたが、そのときに得た雑談の範囲

では、どうも何も用意がない。特に経済局においてははないうに見たわけでは、これは私の目が目かもしれない。そんな。そうでないことを望みますが、そういう再検討なり何なりをされておるか。この点がないものであれば、畜産局長からいろいろ聞いても、畜産局長は現実にはこういう問題があるのだから、とにかく先のむずかしい問題はあつたとして、現実に現実にとりて逃げていく、これはやむを得ないと思う。畜産局長の立場はよくわかるが、さてそういう点については私は大きな問題があると思うが、こういう点について再検討を始めておるのか、あるいは始める意思があるのかどうか、見解を聞いておきたい。

○渡部(伍)政府委員 御指摘の点はまさにお説の通りでありまして、私の方では、昨年の十一月に流通改善対策を農林省議で決定いたしました。そのうちにはいわゆる総合農協と特殊農協との関連についても、農産物の販売は末端における農家は必ず共販体制が必要である、そのためには従来の総合農協でやっても統制がとれないから、特殊農協で共販体制を確立することが必要だ、その際に資金面等の問題があらうと思ひますが、それは総合農協に団体加入するなり、あるいは特殊農協のメンバーが総合農協に二重加入することによってその間の調整をとつていくという、こういう線をはつきり出してきておるのではありません。しかし先般協同組合法改正等、あるいは年金法のとき等にも数字的に御説明申し上げましたが、農業協同組合の数が三万四千のうち、いわゆる総合農協が一万二千七百、そのうちでもわれわれの調査の対

象になつておるのは一万をわずかにこえるばかりである、特殊農協については調査の線にも浮んでこない、こういうのが実情でありまして、これをまづ特殊農協は特殊農協としての働きがあるわけでありまして、その働きをばつきり実現できるようにする。それから総合農協は御指摘のように米麦を主体にする総合農協であつたのが、今までの実体ではないかと思ひます。それはなぜかといふと、安全確保であるといふことが一つであります。しかしその他の農産物を扱うということになりますれば、これは米麦で最後には政府特別会計がつながるといふふうになりまして、これは米麦で最後には簡単にいかないわけでありまして、それから、それ相応の勉強が要るわけですから、そういう点につきましては、これは農協全体がその気になつて、それだけの系統の知識をばつきり協力し合ひなければ効果は上らないのであります。たとえばその際には生産物の販売については、必ずしも三段制に固執することはよろしくないものであります。販売方法は共販の統制あるいは知識の普及等については、上級農協が末端農協を指導してもらつても、実際の物の流し方はその指示に従つて直接流してもよいじゃないか、そういう線も出しておるわけでありまして、しかしいづれにいたしましても、農協それ自体がもう少し全体的なレベルが上つてこなければ、そういうことも理屈倒れになるのでありますから、その線をそれぞれ団体に示しまして、今農協刷新三カ年計画の二年目になつておるわけでありまして、その中にどれだけ持つていくか、こういうことで

やつておるわけでありまして。全販連等につきましても、農産物の販売については米麦以外に畜産物につきましても手を出す、蔬菜、果実につきましても、これの共販体制の確立について案を練つておられます、これはわれわれの出しておる案をそのままのめり分とのめない分といふいろいろなものがあるから、それを検討中でありまして。これは一挙にすべてを解決するわけにはいきませんけれども、徐々に一歩々々確実にやつていかなければいけない問題だ、こういうふうな考へております。

○久保田(豊)委員 つまり総合農協のいわゆる共販体制とかあるいは農協刷新三カ年計画ですか、こういう程度のものではだめなんでしょう。でありますから、農業の実態の変わりつとあるところから、もう少し深く突つ込んでやつてもらいたい。結論は今の総合農協何れでもかんでもまかせるといふことになつてしまふ。それで片がつくならば何も特殊農協なんか作りませんよ。そこに片がつかないいろいろな分野が、組織の面でも運営の面でもあらゆる面に出てきているから、そういうものが今のところ非常に不完全な危なっかしい特殊農協という形でできているわけなんです。ですからそういう点をもう一歩深く検討していただいて、それは今あなたのおっしゃる通り、今まで整段階的な指導をしてきた、正直な話、農協では新しい青果物やそういう鮮度の高いものや何かの扱いができてこりませんよ。これは単位農協もそうでありまして、果段階とかそういうことになると相当そういう問題も出てくるわけなんです。ですからそこはもっと深く本質的に突つ込んで調査もし、方策を

立てられても問題が一気に片づかないことはわれわれは百も承知です。しかし少くとも農協に対する農林省の指導方針だけは明確にしておいてもらわれないと困る問題がいろいろ出てくるのではないかと思ひます。今ここにその一端が相当大きく出ているから、その点を突つ込んでやつてもらいたい、こういうわけなんです。

○芳賀委員 経済局長にお尋ねしますが、先ほど私の質問したのは、単にこれは単位特殊農協の事例だけではない、二十九条の二号、三号に示された出資者の中には、事業連合会も入つております。ですからそういう場合は乳業を行つたところの特殊連合会が系統外から融資を受けて、会員である末端の単位特殊農協に資金の転貸を行うという事態も生まれてくるわけなんです。こういうことになると、やはり協同組合全体の系統利用とか、系統資金によるところの運営態勢というものはよくわからないような場合も出てくるわけなんです。この点は経済局長並びに畜産局長等におかれても、農林省の内部なんですけれども、十分協議を尽して生産者、出資者である農協の融資関係の点に対しては、意見を調節して行く必要があつたのではないかと思ひますが、この事業連合会の転貸方式のような問題はどうか考へておりますか。

○渡部(伍)政府委員 私はこの規定はそれぞれそういう道を開くのであつて、道を開いたからそつちの方に系統金融がくずされてしまふ、こういう心配は私は持つておらないのであります。そうかといつて、こういう道を全然開かず、全部系統利用の方にやつていけといふことになりまして、先は

ど久保田委員からもお話がありましたように、総合農協主義というものは、極端な言葉で言えば総合農協でなければ全然相手にしないという時代があったように私今承知いたしておるのでありますが、そういうことになりかねないのではありません。従ってこの規定を運用するにきましては、どうしても農業の施策を行う上での中心は協同組合であることは間違いないのでありますから、その活動の支障にならないよう運用をしなければならぬのは当然であります。こういう道を開いていくこともある程度必要である、こういうふうな考えでおるのであります。

○芳賀委員 局長は何か勘違いしているのです。私は末端における酪農等を事業にして行なう農協が、必ずしも総合農協でなければならぬと言っているのじゃないのです。末端には総合農協もあるし、特殊農協もあるわけですから、かしらもう一つ上の段階にいくば特殊農協の場合においても、県段階の連合会に加入するのは通常の姿なんです。それが行われない場合においては、県段階においては特殊事業を行う連合会というものはあつてしかるべきなんです。この特殊事業を行う連合会というのは、全国段階においてはやはり中央の中金とか全販とか全購とかそういうところにつなぐても一向差しつかえない。また全国的に全酪連みたいなものがあつても、横の連絡においては、やはり全国段階の各連合会のつながりというものは当然持つべきだと思ふわけなんです。そういう形を私は認しておるけれども、農協全体のこういう事業機構とか金融機構というものは明確にあるのだから、その系統とか

機構内における金融措置等は、特に運用面における乳代の支払いの問題とか飼料の購入代金等の問題は回収に不安はないんです。組合員である生産者が出荷する乳代によってえき代を払うこともできるし、日々生産される牛乳の代金等からそういう回収の面においてもこれは心配がないわけなんです。この資金をわざわざ系統外の金融機関に依存するために、基金の債務保証までしてもらわなければならぬのかというところに問題があると思うのです。しかも中金の場合においては、余裕金だぶついて系統以外に資金の貸付を行わなければならぬという事態まで生じて、法案の一部改正まで試みたことになつておるんですから、そういう点は農林省として明確にしておきたいと思ふ。

○渡部(伍)政府委員 お話によりまして、全部が完全な能力を持つて組織化されておる、そういう前提のお話のうちに私はとるのであります。それなら何をか言わんや何でもかもうまくいくのであります。やはりいろいろな形態、いろいろな段階がありますから、一律に系統に全部縛りつけてしまふことは昔の農業会式の考え方になつてしまふのではないかと、こういうふうな感じがするのであります。従つて農林省なり中央の指導といたしまして、一つの理想的な形態を描いて、それを強力に固めていきたい、こういうふうな考えをまずつけたい、あすから全部それに合わないものはいろいろな制度ができて、その利用の道がない、こういうのでは少し不十分ではないか、こういうふうな感じなのであります。そういう意味から、こういう規定

があつてもいいのではないかと。しかしあくまで運用は根本を忘れないような運用をしていかなければならぬ、こういうふうな考えをまずつけたい、あすから全部それに合わないものはいろいろな制度ができて、その利用の道がない、こういうのでは少し不十分ではないか、こういうふうな感じなのであります。そういう意味から、こういう規定

が、乳業の施設はやはり広い意味の原料として農業の生産とつながっている関係もありますので、結局その施設に

対しては、たとえば現在の公庫融資の対象等もある程度検討を加えて、そうして生産の増大する部面の適正な処理施設に対しては、できれば公庫融資等の道も拡大できるといふようなことも、やはり検討考慮する時期に來てい

ると思ひますが、この点に対してはどういう考えでありますか。

○渡部(伍)政府委員 私の方では、農産物の流通改善は中間の処理まで農林省が十分タッチしなければ、せっかく第一次生産者が苦労しても、その効果が第一生産者に返つてこない。こういうふうな考え方からして先ほど御説明申し上げました、昨年の流通改善対策についても、そういうような趣旨からいろいろな点を打ち出しているのがあります。従つて公庫資金の貸し方についても当然そういうことを考えなければならぬ。その前の段階で、もしそういう金があるならば、それこそ中金の余裕金等は、まずもつてそちらの方に融通することが必要であるといふように考えております。これは畜産局の方から要望があれば、それらの問題につきましても積極的に御協力を申し上げていけるのであります。

○芳賀委員 たとえば公庫融資の場合には、いわゆる農民出資というか、それが九〇％というところから、九〇％条件がきまつておりますから、九〇％以下の農民出資というものは対象にならないわけですか。ですから、これはやはり検討を加えて、たとえば九〇％を八〇とか七〇というように条件を緩和するとかして、実態は過半数が農民の出資において営まれている企業のような場合においては、設備資金等に対しても、公庫からの融資ができるという

○芳賀委員 経済局長にお尋ねします。乳業の施設はやはり広い意味の原料として農業の生産とつながっている関係もありますので、結局その施設に

○谷垣政府委員 これは現在それぞれの民間企業の能力に依りましての資金調達によつてやつていくという格好になつていくわけでありまして、もちろん協同組合あるいは協同組合の比率の非常に高い会社のようなものは、金融公庫の融資が可能になるわけでございます。その他の設備資金を必要とします民間企業はそれぞれの自力でやつていく。私たちの方でも今後この設備資金の問題に対しては、それぞれのあつせんその他の協力をしなければならぬと、いろいろ検討を加えているわけでありまして、

○芳賀委員 経済局長にお尋ねします。乳業の施設はやはり広い意味の原料として農業の生産とつながっている関係もありますので、結局その施設に

○中村委員長 細田綱吉君。

○細田委員 畜産局長の御奔走という

ような改善というものは行ふべきではないかと思ふのですが、どこまでも九〇％を固執していくということになれば、現在より拡大はできないということですね。

○渡部(伍)政府委員 私の方でもその出資の比率の問題、あるいは長期契約で一定の期間専属利用契約ができておるようなところには、もっと広く公庫の金を貸し出した、こういう方向で検討を進めております。

○芳賀委員 さらに出資内容が農民資本だけに依存していない会社の場合でも、たとえば今局長の言われた共販体制によつて、協同組合の責任において原料乳を提供しておるといふ状態が長期にわたつて継続しておるといふ企業に対しては、やはりその解釈を拡大して公庫融資を行うというふうなことは、これは資金源の問題とか今後にかかる点もありますが、公庫法の改正等が今出ている時期でありますから、こういう点に対して、今後のわが国の乳業の発展のために役割を果すべきだと思ふのですが、畜産局長のこれに対する考えはいかがですか。

○谷垣政府委員 そういう方向において検討を進めていく必要があるかと考えます。

○芳賀委員 経済局長どうですか。

○渡部(伍)政府委員 先ほどお答えいたした通りであります。どうしてもそういうふうな農産物の販売が有利にできるような態勢で考えていかなければならぬと考へます。

○中村委員長 細田綱吉君。

○細田委員 畜産局長の御奔走という

○中村委員長 細田綱吉君。

○細田委員 畜産局長の御奔走という

○中村委員長 細田綱吉君。

○細田委員 畜産局長の御奔走という

○中村委員長 細田綱吉君。

○細田委員 畜産局長の御奔走という

でなくして引き受け額でいいのだということを伺いましたが、出資の引き受けをした限りは将来いつか払い込みをする、長い短いというものはあるにしても、観念の上で払い込むというものは、当然大蔵省との折衝の上であると思ふ。引き受けたその金は大体何年間にわけて払い込むか、その点を一つお聞かせ願ひたい。

○谷垣政府委員 具体的に何年間という結論をまだ持つておるわけではございません。しかし当然第八条で増資その他の問題をうたつておるので、できるだけ早い期間において払い込んでいただくということになると思ひます。

○細田委員 第八条の趣旨によつてということになる、四年くらいの間には払い込ませるのだというふうに見えていいのですか。

○谷垣政府委員 これはやはり基金そのものの融資保証をいたします一つの基礎になるものでございまして、従ひましてそちらの面も考え合せながら、できるだけ早い期間に払い込んでいただく、少くとも第八条にうたつております期間内には払い込んでいただくかなければいかぬ。金額いかによつては三年でお願いするとか二年でお願いするとかいうことになるかも知れません。

○細田委員 これはあなたの御努力によつて大蔵省もそういうふうになつてたわけですね。これはもちろんただ「資本金は」となつてゐる限りは、払い込み資本も引き受け資本も両方含まれてゐるということが法律の第一ページなのです。それを私に對する大蔵省の答弁のごとく、これは払い込みを意味するということは、法律の第一ページを

読んだ者ならおかしいと思ふ。そうだとすると別個の文句が必要なのわけですね。これは当然ではあると思ふが、しかし当該の行政担当官庁として大蔵省にそれをさらに確かめたということ、御苦労であつたと思ふのです。その範囲内にとつて、五億六億、あと一億、場合によつては大蔵省の方から一億か二億出してもらうように御努力になつた方が、こつちの方をそうあつて——あつてゐるわけじゃない、規定してあると言われるかもしれない、が、もつとゆとりのあるようにお考えになれないかと思ふのです。払い込み時期というものはいづれ農林大臣の指示によつて決定せられる、従つてあなたの方は時間的にもつとゆとりを与えろという御意思を現在持つていないか、その点を一つさらに伺つておきます。

○谷垣政府委員 もちろん実情によりまして考慮を払ふ必要があるわけでありますが、今のところはできるだけ早い期間に払い込んでいただく、かように考えております。

○細田委員 法文でうたつてゐる四年はできれば三年というふうな御趣旨の話を今伺つたのだが、どんなに早くても三年以上とこれを理解していいのですか。

○谷垣政府委員 現実に即しましての判断を下していただきたいと思つております。ただ今こゝで少くとも三年は大丈夫だといふふうな申し上げるわけには参らぬと思ひます。

○細田委員 あなたの方じゃせつかく大蔵省と折衝して、引き受け資本でい

いのだという確認を求めて、これが二年だとか一年とかじゃ、せつかくの御苦労も水のあわになつてしまふ。しつて變に解釈するならば、立案のときにその点をばつきりしなかつたものだから、大蔵省も細田に對する答弁で、これは法文上おかしいのだ、だから折衝によつてそういうふうにしたけれど、しかしそれは實際問題としてそういう条文にあらつたやうな期間にしようとなつたのだらう、これは何ものならぬ。むしろそうだったらこれは何ものならぬ。法文を修正した方がいい。もつとあなたの方で実情に即して——実情ということは意外に金がたくさん要する場合というやうなことを意味されるのじゃないかと思ふが、私は五億が六億であらうと、そう大して、実情に即して、これが特に四年が三年だ、三年が二年だといふやうなことはなかなか想像がつかないのです。大へんくどいようでありますが、いま一度あなたの最低年限というものはどのくらいにわれわれが了解していいか。実情をならみ合せてやるのだから、さっぱりわからないといふのじゃちよつと立法者としておかしいのですが、その点を一つさらに伺ひたい。

○谷垣政府委員 問題は当初設立の際の六億、民間出資一億の問題であると思ひます。この一億の出資というものは、払い込みも含めましての資本金であることはばつきりしておるわけであります。できるだけよいに払い込みをしていただきたい、かように考えております。ただそれは実情に即して考える必要がありまふので、今年二年でありますとか三年でありますとかいふことを確定的に私たちがこゝできめておる

わけではございません。できるだけ早い機会に払い込んでいただく、こういうつもりでいきたい、かように考えております。

○細田委員 大体引き受け資本でいくということになつたから、中小メーカーからいくと大へんやりよくなつた。そして中小メーカーと大企業との出資は、前にたしか八千五百万円と千五百万円くらいの比率になつておつたと記憶しておりますが、これがこうなつた。これがというのはいかえれば出資は引き受けていいということになつたので、それは出資のウェイトが逆になつていいのだ、中小メーカーがはいえばそういうふうにしてもらへばその負担能力はあるのだ、私はそう思ふのですが、これに對してあなたの求めようとする出資先のウェイト、ウェイトといつたらおかしいですが、要するに出資額はどのやうなふうを考えておるか。従来と同じやうに考えているか、あるいはまた考えが違つたやうにお變りになつたか。この点一つお伺ひしたい。

○谷垣政府委員 これは法律の議論の途中でいろいろ状況もあつたわけですが、設立に關しまして、できるだけ中小企業の諸君を重く見る形において考えていきたい、かように考へております。比率をどうするかといふところまではまだ考へておりません。

○細田委員 説明は説明なんです。中小企業を重く見るといつたやつて、一分に見るといつたのを二分に見るから重く見た、あるいは二分に見るといつたのを三分に見るから重く見たといつても、これは説明になるが、そういうこ

とじゃないのです。全体の企業というのは、私の了解するところでは、国民の金をこれだけつぎ込むのですから、大メーカーをさらに大きくするという趣旨のものじゃない。従つて全生産農家の潤いになる。それにはやはり中小メーカーのてこ入れが必要だということに私は了解してゐる。それである限りは、今のあなたのような抽象的な説明では私どもは引き下げるわけにはいかない。従来は今申し上げたやうに八千五百万あるいは千五百万というふうに出ておつたのだから、これが出ていないはずはない。またあなたもかりに詳細な最後の一元までの数字はきまつていなくても、およそあなたの腹がまえてはできておると思ふ。それを一つお聞かせ願ひたい。

○谷垣政府委員 御指摘になつております数字は、これは私の方から割り当てた数字ではございません。民間の方からのそれぞれの自発的なものとしてあつた数字でございまして、こゝういふことでございまして、今後におきまして私たちの氣持をいたしましては、中小乳業者あるいは生産者といふものをできるだけ重点的に考へていく方針で民間の出資のあれを待つていく、こゝういふことにはいたしたいと思ひます。

○細田委員 そうすると中小メーカーの方でこれだけ引き受けますといふのが一応このワクの中であるならば、それを優先的にあなたの方で取り入れる、こゝう了解してよろしいか。

○谷垣政府委員 そういう方針で考えていきたいと思ひます。

○細田委員 これはくれぐれも一つあなたの方に御注意申し上げるといふ

か、お願いしておきたいのですが、大
メーカーの方がこれを積極的に利用し
ようという意図に変わったことは確かだ
です。それからまたこの前参考人が出て
きてから、少し何か風向きがおかしい
のだぞということ、積極的にもっと
一つわれわれの方でこの基金には協力
したいという動きが活発になったとい
うことも私は聞いておる。あなたの方
で、今中小企業の方で引き受けるとい
うだけは、これは一億のワタの中であ
る限りは、優先的に、全部というわけに
もいかないかもしれないが、八千五百
万円引き受けるのだという限りは、そ
れを取り入れるとおっしゃった。そこ
で問題になるのは払い込みの時期で
す。これが二年といたらどうにも
しようがない。やはり画龍点睛になら
ない。そこで払い込みの時期はいつか
ということが非常に重大な問題になっ
てきておるわけですね。金額とはいわ
ないが、八千五百万円を中小メーカーの
方で引き受けるのだということになれば、
中小メーカーの方を優先的に取り
扱いますと言われる限りは、払い込み
の時期はもっとゆとりのあるという
か、長期に考えていただかないと、こ
れはせっかく龍はかいたけれども目が
入らないということになってしまうわ
けであります。さらに今あなたのおつ
しやる中小メーカーを中心とするとい
うこと、それから払い込みの時期を
もう一度関連してお答えを願いたい。

○谷垣政府委員 この基金が債務保証
をいたします場合に一番必要を感じて
参りますのは、中小企業の方が多から
うと思ひます。従いましてそういう諸君
が重点的に運営できるようにいたしま
すと同時に、出資その他に關しまして

も、そういう方面からの出資を優先的
に考へていくというふうな方針でやっ
て参りたいと思つております。なお払
い込みの時期の問題であります。現
在のところこれを何年にするかとい
うことは、ほかの出資の状況等を考へな
いとわかりませんけれども、今ここで
はつきりきまつていくわけではござい
ません。それから第一回の払い込みは
できるだけ早い時期に全額払い込みの
できますように考へていきたいと思つ
ております。先ほどの細田委員からの
御指摘のような、中小企業の立場を十
分に考へたところで考へていきたいと
思ひます。

○久保田(豊)委員 関連。今の点は確
かに非常に大事なお答えだと思ひま
す。この一億の民間出資の引き受けに
ついて、今の御答弁は、中小企業等が
これだけおれたちの方は引き受ける
と、言へば、それを最優先に扱ひ、これ
を認めていく、こういう御趣旨ですか。
それともそれらに対して大メーカーや
生産者団体との関係も含めて何らかあ
なたの方で調整を加えられるのです
か、それともまず中小企業を出資の扱
いの上で優先的にする、従つて中小企
業者がこれこれ私の方で出資したいと
思ひますが、ということになつたら、出
資の割り当てまでも認めていく、こう
いうのですか。はつきりして下さい。

○谷垣政府委員 中小企業あるいは生
産者等の出資はできるだけ優先的に考
へて参りたいと思ひます。ただこれは
全体の出資の状況を見きめません
と、その申し出のものを全部そのま
まできるかどうか。この問題について
は、これを優先的に扱つて参る方針で
検討をいたしたいと思つております。

○久保田(豊)委員 そこで問題がある
のです。優先的に扱ひということ、は
おそろく午前中の次官の御答弁でもほ
ぼそれに匹敵するようなことがあつ
た。問題は、この一億の民間出資。従
つて基金全体の運用なり運用の基礎に
なるものは、やはり大体において出資で
す。そこで私どもも心配するのは、中
小企業なり生産者団体を出資面におい
て、大企業を非常にじやまだから入れ
ないというわけではないのですが、少
くとも主導権——主導権という語弊
があるが、そういう優先的な地位にお
れる程度の比率を保つておいていただ
かないと、口で何と言つても、どうし
ても中小メーカーと大メーカーとは力の
バランスが違ふのですから、この基金
の運営についてそういう支障が起つて
きやしないかと心配するわけです。そ
こで比率はどういう数字ははつきり
言えなくとも、優先的に扱ひ以上は、
少くとも基金の民間出資のワタにお
いては優先を保てる程度のものは確保
するという確言をいただきたい。これを
私は午前中次官に言つたのだが、最後
の点になると逃げちゃう。裏を返して
言つと、この点をばやかしおけばあ
とでどうでもなるという危険がある。こ
の点について、数字的にはつきり言
うことは無理だと思ひから言わなくて
いいが、少くとも優先の持てる程度の出
資は優先的に認めていく、こういう意
味で農林省は何らかの調整をしなけれ
ばならぬ段階が必ず来ると思ふのです
が、これに対するはつきりした考へ方
をここで表明願ひたい。

○谷垣政府委員 この基金の運営につ
いては、当初政府が五億出資して民間
の出資がそれにつけ加わる、こういう

格好でできておるのであります。役員
の選任その他に關しまして、これは
農林大臣の方で任命いたすことに相
なります。従いまして、民間出資の比率
だけで基金の運営が全部規定される
というふうには私どもも見ておりませ
ん。しかし先ほど来御指摘のありますよ
うに、出資の場合において中小企業な
り生産者団体と大メーカーとの関係
を、単なる優先というだけで、あとは
数量的なり何なりは適当に調整しま
すでは困る。これをはつきり言つて下
さい。

○久保田(豊)委員 もう一度聞いてお
きます。優先的に扱ひ、それはよろし
いが、優先という意味は、少くとも出
資の面においてある程度数量的にも
の何といつても出資です。これが一
つの大きな基準になることは明らか
である。これがないならあなたの方
から出されている資料なり何なりとい
ふ、この法案全体がうそになるから、
どうしたつて、それが全部ではあり
ませんけれども、資金運用の基礎はや
り民間の出資、これが大きな基準に
なることは明らかである。私も大メ
ーカーを排撃するなんという考へはあ
りませんけれども、出資面において中
小メーカー、生産者団体は、大メ
ーカーの対比においてある程度の優先
を持たせる扱いをするということをも
明言でしないはずはないと思ふ。どう
してあなたのごまかすのですか。ごま
かすと云うと語弊があるかもしれない
が、言葉を濁すのか。この前の参考
人の意見その他をずっと聞いても、
その点はあなたの方でこころはつき
り言つて一向さしつかえない問題だ
と思ふ。その点を

はつきり言わないであらうあ

逃げるのは何か裏があるのではない
か、こういう印象が強く、それが心配
になるわけですね。ですから、くだ
りすが、運用面は言わなくてよろし
い、出資面についてだけ、今の中小
企業なり生産者団体と大メーカー
との関係を、単なる優先というだけ
で、あとは数量的なり何なりは適
当に調整しますでは困る。これを
はつきり言つて下さい。

○谷垣政府委員 何度申しますよう
に、中小企業なり酪農をやつてお
りた、かように考へております。
○細田委員 局長、あなたはさうい
ふに逃げるかどうか知りません
けれども、引き受けから払い込みま
で、期間がないのだ。そうして前
の方で八千五百万円引き受けたと
言つた、できないと言つてもし
やない。あなたの方に腹がな
いからさういふ不可
能なことを強制することになつて
くる。従来は大メーカーに八千
五百万円持たすつもりであつた
けれども、逆になつて、お前
たちもここへ入れることが
できるようになつた、それで
お前たちは八千五百万円
なら八千五百万円入る、ある
いは六千五百万円なら六千
五百万円入る、二年の間で
はむずかしいだらうからこれを
五年にしましよ、ということが
あつたわけですね。どつち
にしても、中小メーカーの方
が引き受ける額をきめる
にしても、払い込み時期が
明示されないと、中心的に
するんと言つたところ、幾
ら引き受けてよいかわから
ない、ということになる。こ
れは不可能なことだ。あなた
の答弁は、現実的に言
へば裏をつかむような
ものである。

中小企業家に向つて打つ手がないでしよう。農林省の畜産局でこういうことをきめたけれども、われわれの方はいかぬからどうも協力しかねますと、三くだり半を突きつけられた人たちに煙幕を張つたようなことを言つて、なるべくその人たちが誘導してこつちへ入れてやりたいというふうになれわれには見えるが、そんな義理はちつともない。あなたに三くだり半をたたきつけて玄關を出て行った人たちである。それがよほど美人かなんかしれないが、追つかけるというこはみつともない話である。だからあなたとしては、従米をいう業務方法書においてある数字が出ていたが、こういうふうになつたのだから、まだできておりませんといへば、それまでだけれども、それだけにこの問題はおよそ腹がまはさずできていなくちゃならぬ。できていなかったならば大メーカーに從來通り押されてしまいます。またあなたも押されるつもりでかかっていると見てよい。それだつたらわれわれも考えなくちゃならぬ。この貴重な国民の金を五億円も大メーカーに流し込んでやる必要はちつともありはしないですよ。どうですか。三くだり半をたたきつけられたあなたが、もう玄關を出ていった人たちに、さらに追つかけてもつと八千万円も六千万円も持たせるお氣持がなおあるかどうか、その点を一つ伺いたい。

○谷垣政府委員 先ほども申し上げましたが、先ほど言つておられました数字は、これは民間の方からのそれぞれおきめになった出資の額であります。私の方から割り当てた数字ではございません。今度の場合におきまして、あ

の数字にこだわらずに、中小企業があるいは酪農の諸君の方がよいに出すというところでございませうれば、そういうふうな方法で私たちは措置していいものと考えておるわけでございませう。

なお払い込みの時期を明示しろというお話でございませうが、これは今のところ私たちの出資の割当なり、割当の引き受けなり、その他の事情を考えないと、私ども今払い込みを三年にするとか二年にするとかいうことを申し上げるわけにいかない段階であります。

○細田委員 いや、中小メーカーはできるなら全体でも持ちたいのです。そういう気持なのはあなたもよくわかつています。ただ持てないからしょうがない、最高限度一千五百万とかなんとかいうことになつたと思う。持てるようになれば八千万だつて八千五百万だつて持てますよ。持たない。持つためにはやはり払い込みの時期というものをはつきりしなくちゃうっかり引き受けはできませんでしよう。そうであるやふやなことでは、とにかく一企業体の責任者はできるはずがない。だからあなたの心がまえが中小企業にあんまり持たせまいと思つてからそういう答弁になるのですよ。これはお前たちは三、四年くらいでそんな金は持つてこないじゃないか、だから大メーカーに持たせるよりしょうがないのじゃないかという腹があるから今のような答弁になつてくる。そこで、それじゃ一つ聞きますが、役員の選任、これはもちろん大臣が選任するのですが、しかし所管局長としてのあなたの原案通り

大臣は大体のむと思つて。それは別として、あなたの意思としては、この役員の過半数、重要なポストは、たとえば理事長とか専務理事だとかいう人たちはどこから採るのです。

○谷垣政府委員 三くだり半を突きつけられたからそれをどうしようというふうな御質問がございましたが、私の方は大企業を必ずしも排撃するということを申し上げておるわけではありませう。ただ中小企業あるいは酪農の諸君というふうなものにこれに對しまする需要が多かろうと思ひますし、またそういう諸君を優先的に扱うのはいいであらう、こういうことから申し上げておるわけでありませう。

なお理事の問題であります。理事長あるいは常務に當つております理事は、これは営利事業からの職務を禁止された規定がございませう。従ひましてそういう形のなところから選ばれるということになると思ひます。それから理事の内容、片方の非常勤理事であります。理事の振り割りをどうするかというふうな問題、これはまだ私たちの方では考えておりませんが、出資者の諸君あるいはその他の、出資はしなくても関係のある学識経験者というふうなところから選んで参るということになると思ひます。

○久保田(豊)委員 関連して、どういふのですが、もう一度だけ局長にお聞きしますが、中小企業なり生産者団体を優先するというのは、出資について比率ははつきり言えないが、少くとも過半数はその連中に持たせるということですか、それとも持たせることはできないというのですか。どつちです

か、はつきりお聞きします。

○谷垣政府委員 優先的に考えるということは、もちろん過半数の場合も中に入つてお答えをしておるわけでありませう。どれだけの比率であるというふうなことの数字を申し上げる段階ではございませうが、申し上げてないわけでございますが、優先的に考えるということは、そういうことも含めまして、私たちは持つていきたい、かように考えております。

○細田委員 そうすると今過半数は中小企業メーカーから出資させるといふ趣旨を含んでいるんだということを伺ひましたので、その点は大体いいとして、理事の選任で、非常勤の理事は別として、理事長、常務理事といふものによつて、ほとんどこの基金の性格も、日常の活動の性格も決定づけられると思うので、従つてそれを出資者から出てもらうというふうな抽象的なことでなくて、大体あなたは中小メーカーを優先するといふが、これは中小メーカーの方から採るか、大メーカーの方から採るか、この点だけはある程度はつきり言えると思つて、この点の答弁を一つはつきり願ひたい。

○谷垣政府委員 常勤の理事はこの条文にありますように、業界で仕事をやつておる方というわけに参らぬと思ひます。その他の非常勤理事の問題でございませうが、これは出資をして出資者の諸君あるいは出資をしなくても関係あります学識経験のある人たちがあつておる諸君も入ります。そういうふうなところからこれを選びたい。出資者の中には大メーカーもあれば、もちろん中小企業もありませうし、いろいろあると思ひます。従いま

して大メーカーの中から採るのかあるいは中小企業の中から採るのかということ、これを今大メーカーから採りますとか中小企業から採りますとかいうことを申し上げておるわけではありませう。出資者の方から選んでいきたい、こういうことでございませう。

○細田委員 あなたは中小メーカーを中心にする、優先するといふ御答弁をされておるのだが、中小メーカーから常勤理事を採るか、大メーカーから採るかといふことはまだきまつていない、もちろんきまつていないといふのが、まあ今の考えていないといふような御趣旨が、極端に言つて、出資は中小メーカーからよけい取る、しかし理事長、専務理事は大メーカーから採るのだといふばなことをされたもので、中小メーカーはたまたまのものではない。運用はその場合は何といたつて大メーカーに偏重するのは当然なんです。これは大メーカーそのものが資金を使うといふようなことではなく、御承知のように関係子会社というふうなものに流してしまふのです。明治や森永や、そういう大きなところが使つたなどといふことはわれわれはちつとも考えていない。けれどもその子会社、孫会社がたくさんあるから、みなそれに流してしまふ。だから万が一悪く解釈して、あなたのおっしゃる通りなるほど出資は中小メーカーからよけい取つた、ところが理事長、専務理事は大メーカーから採つたなどといふことになつたら、なお目も当てられないのは中小メーカーです。その点を私は伺つておるのです。そういうことは非常にやれる可能性があるの

で、あなたの意見をこの際はつきり聞かしておいていただきたい。

○谷垣政府委員 これは第二十三条に「理事長及び理事(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。」というふうに兼職の禁止規定がございます。この条文の精神を生かしました人選をやるべきものだ、かように考えております。

○細田委員 そこでこの人は現在三井の祿をはんでいないから、三菱銀行に籍がないから、この人をやるからこれで人事が公平だというなら、資本主義のカルテルとかコンツェルンの性格をわざと全く曲解している。そんなばかなことでひもつかないなんということは、およそ三千世界には通用しない。そこでもっと端的に、中小企業にウエイトを置くならば、理事長や常務理事はやはり中小メーカーにウエイトを置いてとりましますというように言ってもらわなかったら、三千世界に通用しない。通用するのはあなたただだ。そんな議論は私黙って引き下るわけにいきませんから、さらにあなたの腹を聞きたい。

○谷垣政府委員 第二十三条に「理事長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。」という条文がございます。これは銀行法その他にある金融に関する考え方と一脈を通じた考え方になっております。その精神を生かしました形においてこの人選を進めていきたい、かように考えております。ただし非常勤理事の問題は別であります。

○細田委員 その精神でいかれたので

は大へんなんです。あなたはその精神でいくとおっしゃるでしょう。ところが現在どの銀行だって、三井銀行なら三井コンツェルンに優先的に資金を流すでしょう。三菱銀行なら三菱コンツェルンの方に資金を流す。しかしこれはあなたのおっしゃったように、営利会社の三井銀行の頭取は三井物産の専務を兼ねているというわけじゃないのです。そういうものとは形式的には縁は切れているけれども、やはり中小メーカーの推薦する人たち、そういう方法をとらないと、これはどこからも祿をはんでいないというようなばかなことをあなたがとおっしゃるなら、これはあなたがあまりにも役人過ぎると思う。

役人でも最後のハイエスト・クラスにおる人がそんなばかなことを、あなた自身も考えてないと思う。今の銀行法その他に兼業禁止の規定があるからというような、そんな気持ちでやられたならば大へんなんですよ。これはかつて森永の祿をはんだ人が現在森永とは縁がございませんと言って専務理事になってござらんない。あるいは現在は明治に縁がないと言ってそうして理事長になってござらんない。そっちに片寄るのは当然です。その株を調べてみたって細君や子供の名前にしておったらわかりはしませんよ。あなたの言うその態度が非常に危なっかしい。大企業偏重になるおそれが十分にあるということを大体裏書きしておる。その方針をあなたは最後まで貫くつもりなんですか。そこをもう一度伺いたい。

○谷垣政府委員 ただいま細田先生のおっしゃいましたような心配のないようにやっております。考えております。

○中村委員長 他に御質疑はありませんか。なければ質疑はこれにて終了いたしました。

○中村委員長 この際お諮りいたします。目下審査中の農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について、明日参考人として農林中央金庫理事長楠見義男君の出頭を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めさよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十五分散会

昭和三十三年四月八日印刷

昭和三十三年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局